

# 大学設置基準の概要

## 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準**に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

## 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、**大学を設置するのに必要な最低の基準**とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

### ◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

### ◆教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

### ◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

### ◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

### ◆収容定員◆

- 収容定員

### ◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 組織的な研修
- 昼夜開講制

### ◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

### ◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

### ◆事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織

### ◆共同教育課程に関する特例◆

### ◆国際連携学科に関する特例◆

### ◆雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

## 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）（抄）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、**自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重**されなければならない。

## 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十三条 大学は、**学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開**させることを目的とする。

2 大学は、**その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供**することにより、社会の発展に寄与するものとする。

# 大学設置基準について（総則）

## （趣旨）

- 第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
  - 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

## （教育研究上の目的）

- 第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

## （入学者選抜）

- 第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

## （教員と事務職員等の連携及び協働）

- 第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

# 大学設置基準について（教育研究上の基本組織）

（学部）

第三条 大学は、学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

（学科）

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

（課程）

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

（学部以外の基本組織）

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

一 教育研究上適当な規模内容を有すること。

二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

（参考）学校教育法

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

# 大学設置基準について（教員組織①）

## （教員組織）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

- 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
- 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
- 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

## （授業科目の担当）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

- 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

## （専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第十条の二 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

## （授業を担当しない教員）

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

## （専任教員）

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

- 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

# 大学設置基準について（教員組織②、収容定員）

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

## 別表第一 イ 抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
教育学・保育学関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
法学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
社会学・社会福祉学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八

## 別表第二

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	一二

（収容定員）

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

- 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

# 大学設置基準について（教員の資格①）

## （学長の資格）

第十三条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

## （教授の資格）

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

## （准教授の資格）

第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

## 大学設置基準について（教員の資格②）

### （講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

### （助教の資格）

第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

### （助手の資格）

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

# 大学設置基準について（教育課程①）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育課程の編成方法）

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（単位）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 （略）

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

## 大学設置基準について（教育課程②）

（一年間の授業期間）

第二十二條 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第二十三條 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（授業を行う学生数）

第二十四條 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第二十五條の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第二十五條の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（単位の授与）

第二十七條 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一條第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（履修科目の登録の上限）

第二十七條の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

# 大学設置基準について（授業の方法、卒業の要件）

## （授業の方法）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

○（参考）平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）

（いわゆる「メディア授業告示」）（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合には、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

○（参考）平成15年文部科学省告示第43号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）

（いわゆる「サテライト告示」）（抄）

大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎並びに附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること。

二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること。

三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること。

四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されていること。

## （卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2～4（略）

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

（参考）学校教育法

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとする。ことができる。

2（略）

# 大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等①）

## （校地）

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。
- 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
  - 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
  - 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

## （運動場）

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。
- 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。
  - 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
  - 二 校舎から至近の位置に立地していること。
  - 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

## 大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等②）

### （校舎等施設）

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
  - 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
  - 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
  - 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
  - 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
  - 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
  - 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

### （校地の面積）

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、收容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。
- 3 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る收容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

# 大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等③）

## （校舎の面積）

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表に定める面積（略）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（略）が最大である学部についての同表に定める面積（略）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積（略）を合計した面積を加えた面積（略）以上とする。

## 別表第三 イ(1)抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

収容定員	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇一人以上の場合の面積（平方メートル）
学部の種類				
文学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
教育学・保育学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
法学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
経済学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
社会学・社会福祉学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係	4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$

## 別表第三 ハ(1)抜粋

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

収容定員	二〇〇人までの面積（平方メートル）	四〇〇人までの面積（平方メートル）	六〇〇人までの面積（平方メートル）	八〇〇人までの面積（平方メートル）	一〇〇〇人までの面積（平方メートル）	一二〇〇人までの面積（平方メートル）	一四〇〇人までの面積（平方メートル）	一六〇〇人までの面積（平方メートル）	一八〇〇人までの面積（平方メートル）	二〇〇〇人までの面積（平方メートル）
学部の種類										
文学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
教育学・保育学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
法学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
経済学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
社会学・社会福祉学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
理学関係	三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、二四七	一一、七三四	一三、二二一	一四、七〇八	一六、一九五

# 大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等④）

（図書等の資料及び図書館）

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

（附属施設）

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。）
医学又は歯学に関する学部	附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。）
農学に関する学部	農場
林学に関する学科	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船（共同利用による場合を含む。）
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園（薬草園）
体育に関する学部又は学科	体育館

2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

## 大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等⑤）

（薬学実務実習に必要な施設）

第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

（機械、器具等）

第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

（教育研究環境の整備）

第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

（大学等の名称）

第四十条の四 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

## 大学設置基準について（事務組織等）

（事務組織）

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（研修の機会等）

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

## 大学設置基準について（単位互換等）

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

## 大学設置基準について（長期履修・科目等履修生等）

（長期にわたる教育課程の履修）

第三十条の二 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生等）

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

4 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

## 大学設置基準について（雑則）

（外国に設ける組織）

第五十七条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）

第五十八条 第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第三十七条の二、第四十七条、第四十八条並びに第四十九条（第三十四条、第三十五条並びに第三十六条第四項及び第五項の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。

（その他の基準）

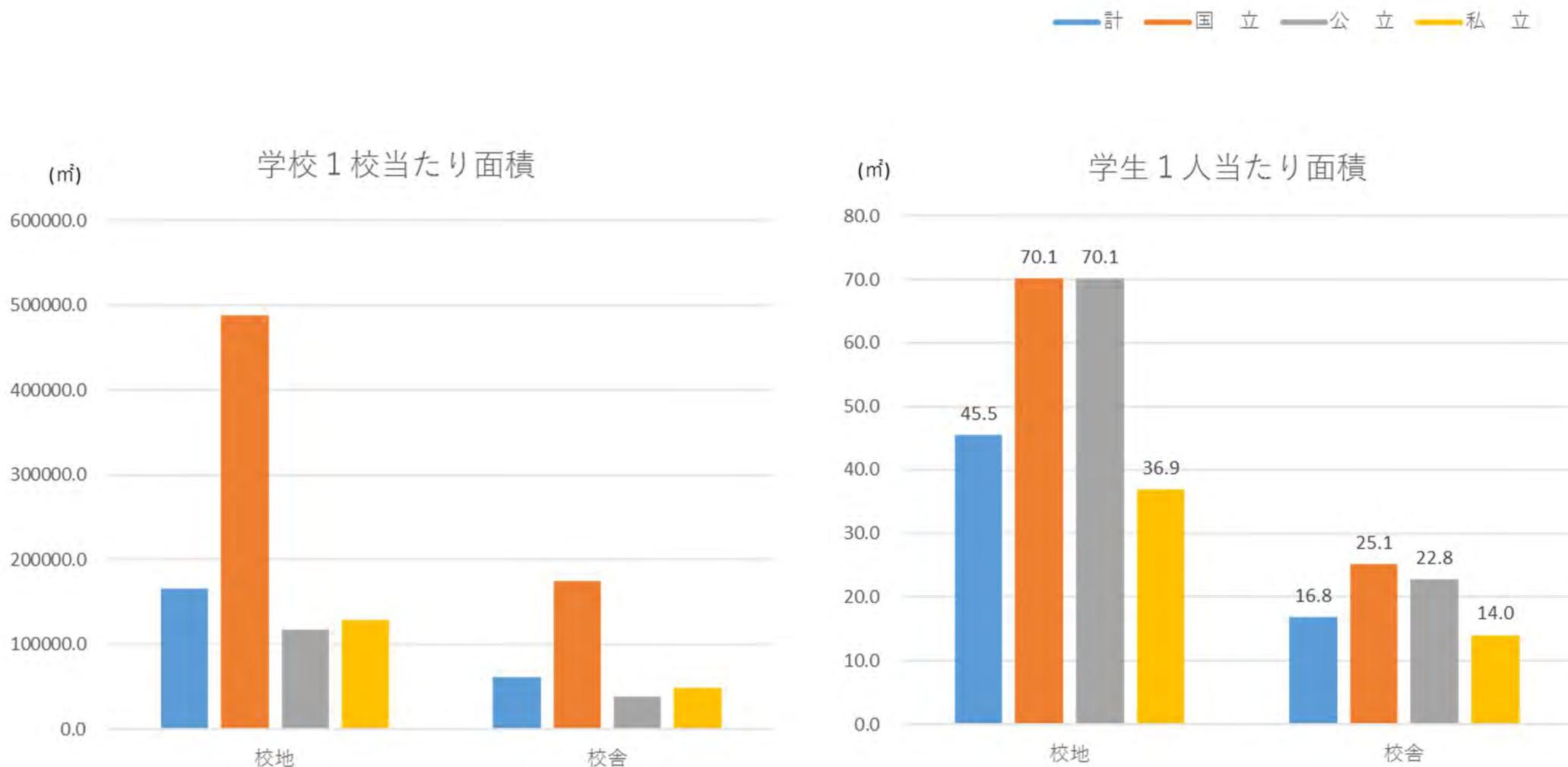
第五十九条 大学院その他に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

第六十条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。（薬学実務実習に必要な施設）

# 校地校舎面積に関するデータ

- 学校1校当たりの面積は、校地校舎ともに国立大学が大きくなっている。
- 学生1人当たり面積は、校地校舎ともに国公立の方が私立よりも大きい。



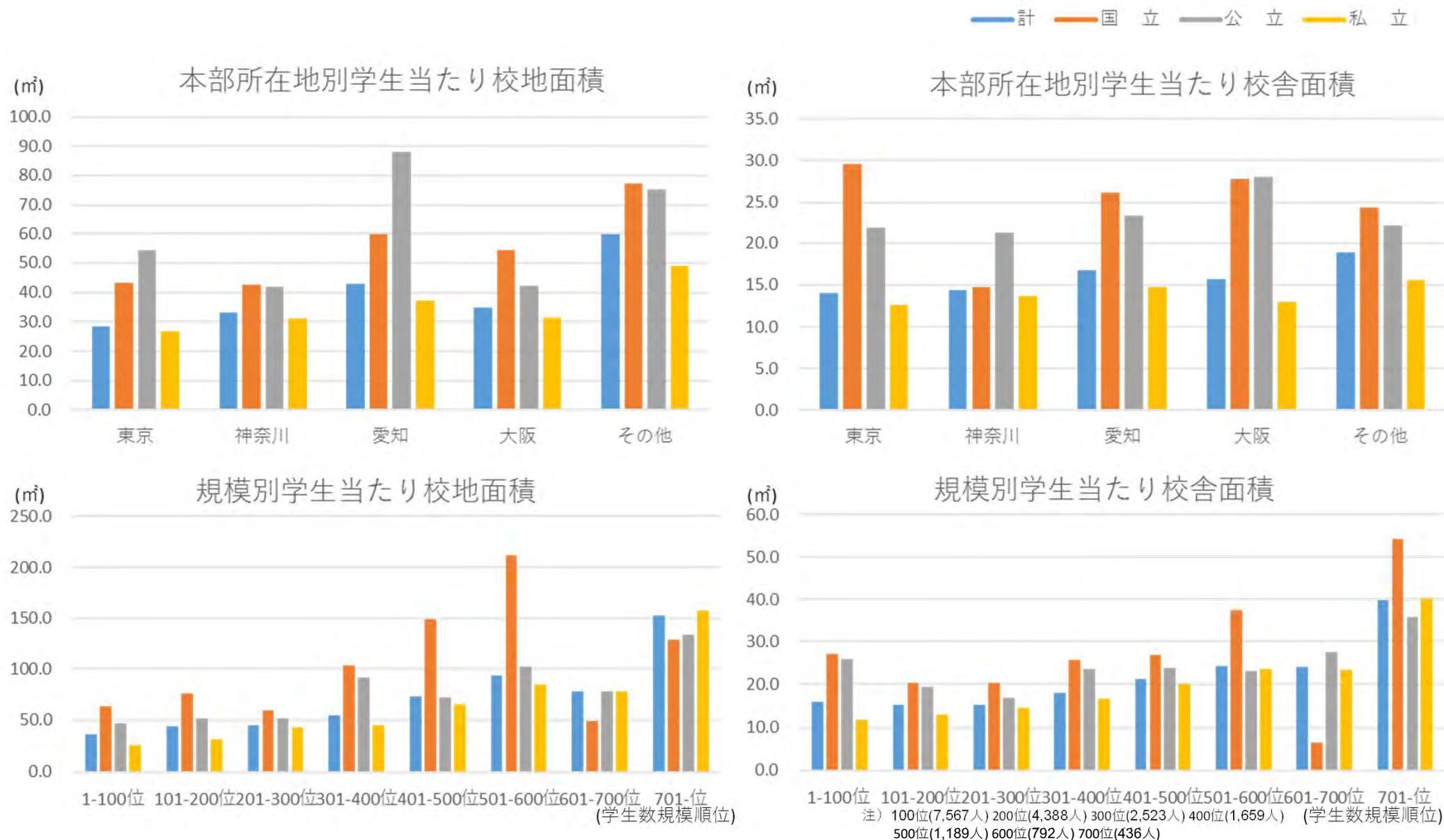
出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）、国立大学法人等施設実態報告書（令和2年5月1日時点）のデータ（国立大学の校舎面積）を基に作成。

注）校地面積：学校基本調査の「校舎・講堂・体育施設敷地」「屋外運動場敷地」「附属病院敷地」の合計

校舎面積：（公私）学校基本調査の「校舎」面積から「厚生補導施設」面積を除いたもの、（国）国立大学法人等施設実態報告書の「大学教育・研究施設」面積

# 校地校舎面積に関するデータ

- 所在地別では、特に校地については、人口の多い地域が他地域より学生当たり面積が小さい傾向にある。
- 学生数の規模別では、規模が大きくなるにつれて、校地校舎とも学生当たり面積が小さくなる傾向にある。



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）、国立大学法人等施設実態報告書（令和2年5月1日時点）のデータ（国立大学の校舎面積）を基に作成。

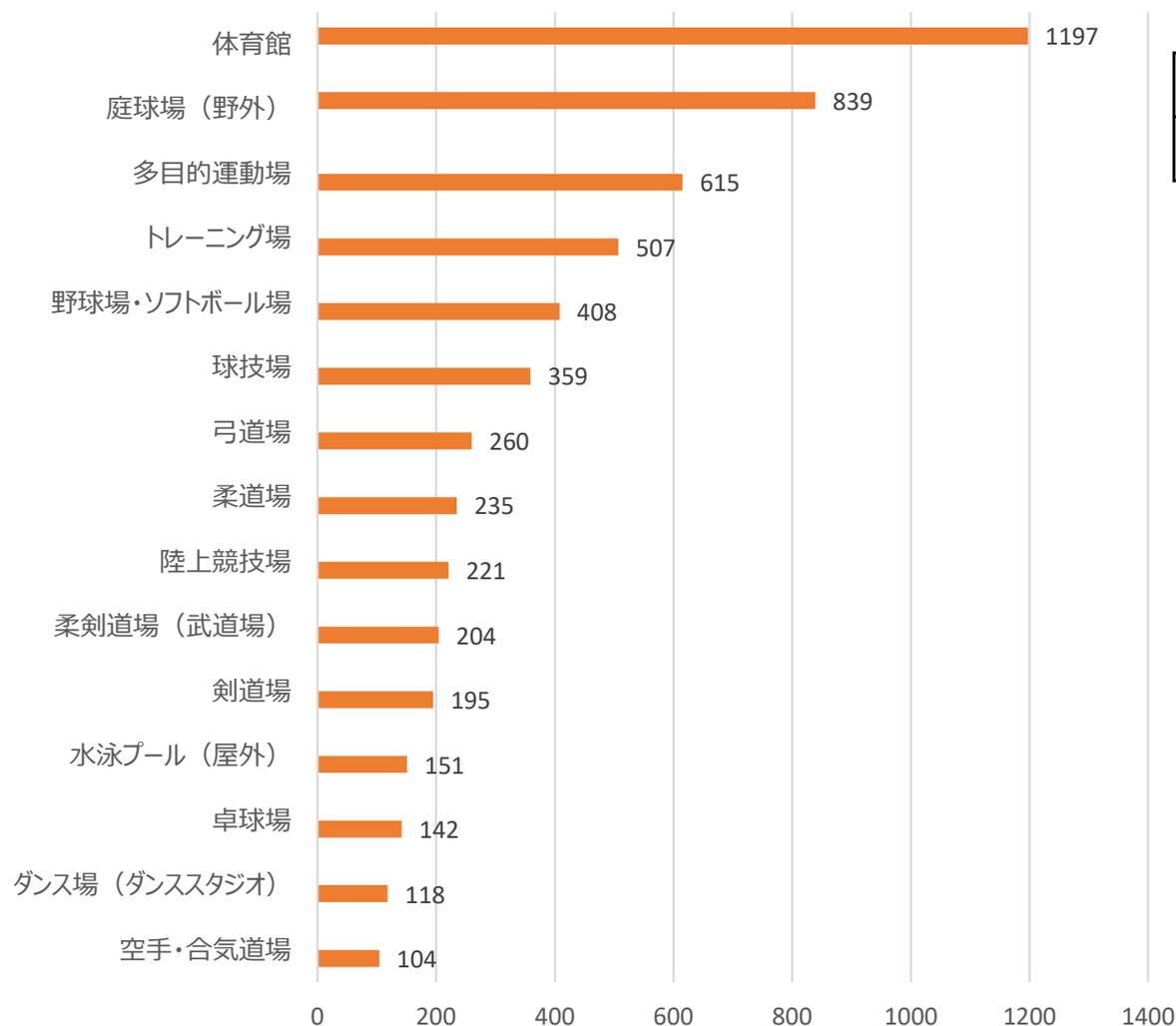
注) 校地面積：学校基本調査の「校舎・講堂・体育施設敷地」「屋外運動場敷地」「附属病院敷地」の合計

校舎面積：（公私）学校基本調査の「校舎」面積から「厚生補導施設」面積を除いたもの、（国）国立大学法人等施設実態報告書の「大学教育・研究施設」面積

# 運動場、体育館等の整備状況に関するデータ

- 大学（短期大学を含む）・高等専門学校施設の総数は6,122 箇所。
- そのうち、施設種別ごとの設置数が最も多い施設は体育館で1,197 箇所、次いで庭球場（野外）839 箇所、多目的運動場615箇所、トレーニング場507箇所、野球場・ソフトボール場408箇所となっている。

## 体育・スポーツ施設種別 設置箇所数



	調査配布数	回収数	回収率
H30	1,179	785	66.6%

※平成30年度の回収数785のうち  
730は大学・短期大学  
55は高等専門学校 である。

※本調査の施設数は施設種別ごとにカウントしている。  
（大学内に体育館とプールがある場合、体育館1、  
屋外プール1とカウント）。

出典：体育・スポーツ施設現況調査（平成30年度）を基に作成。

# 大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容①

## 【大学の基本組織に関する規定の弾力化】

### ①学部の種類の規定の撤廃（平成3年）

学部の種類について、新たな分野の展開等を考慮し、文学、法学、経済学等の例示規定を撤廃。

### ②学科の下部組織の規定の撤廃（平成3年）

教育研究上特に必要があるときは学科に専攻課程を設けることができるとする規定を撤廃し、各大学の裁量にゆだねた。

### ③学科に代えて課程を設けるための要件に関する規定の弾力化（平成3年）

「学科を設けることが適当でないとき」としていた課程設置の条件を、「有益かつ適切であると認められるとき」に弾力化。

## 【収容定員に関する規定の弾力化】

### ①収容定員に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改正。

## 【教員組織に関する規定の弾力化】

### ①専任教員数に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数の基準について、一般教育科目、専門教育科目の区分ごとに教員数を定める方式を改め、各大学の判断にゆだねることとした

### ②兼任教員数の規定の撤廃（平成3年）

「兼任の教員の合計数は、全教員数の2分の1を超えないものとする」とされていた兼任教員数の制限を撤廃し、各大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとした

### ③主要学科目の担当教員に関する規定の弾力化（平成3年）

教育上主要と認められる学科目（主要学科目）を専任の教授、助教授以外が担当する条件を緩和

### ④教員組織に関する規定の弾力化（平成13年）

講座制・学科目制以外の独自の教員組織の設計が可能なことを明示

### ⑤教員組織に関する規定の明確化・弾力化（平成18年）

- ・教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類に応じ、必要な教員を置くこと、組織的な連携体制の確保・教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編成することを義務付け
- ・講座制及び学科目に関する規定は削除

### ⑥専任教員数等の規定の明確化（平成18年、令和元年）

- ・学部の種類及び規模、大学全体の収容定員に応じた教員数以上とするとともに、「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確化
- ・一定量の教育課程編成に関わる実務家教員の責務努力規定

# 大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容②

## 【教育課程等に関する規定の弾力化】

### ①授業科目区分に関する規定の撤廃（平成3年）

一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止

### ②単位の計算方法の弾力化（平成3年）

単位の計算方法について、45時間の学修を要する内容をもって構成することを標準とし、教室外何時間、教室内何時間といった固定的な学修時間の計算を弾力化

### ③一年間の授業時間の弾力化（平成3年）

35週にわたることを規定するにとどめ、具体的な授業日数についての定めを削除

### ④各授業科目の授業期間の弾力化（平成3、25年）

- ・ 特別の必要がある場合、10週又は15週より短期間の授業を行うことができることを明示（平成3年）
- ・ 授業のあり方の多様化推進のため、10週又は15週と異なる授業期間の設定など、弾力的な学事暦の設定を可能としたこと（平成25年）

### ⑤授業を行う学生数の弾力化（平成3年）

具体的な一律の人数を廃止

### ⑥授業の方法の弾力化（平成10～15年）

- ・ 多様なメディアによる授業（遠隔授業）について、卒業要件の単位のうち、30単位を超えない範囲で行えることを明示（平成10年）
- ・ 単位互換の単位数上限拡大に伴い、遠隔授業により修得できる単位数の上限を30単位→60単位へ倍増（平成11年）
- ・ 外国において授業（遠隔授業含む）を履修させることができるものとしたこと（平成13年）
- ・ 遠隔授業について、同時双方向でないものであっても一定の条件下で行うことができることを明示（平成13年）
- ・ 授業を校舎・附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと（平成15年）

### ⑦自ら開設（平成20年）

必要な授業科目を自ら開設するものとしたこと

### ⑧大学以外の教育施設等における学修（平成3、11年）

- ・ 短期大学又は高等専修学校の専攻科等における学修を大学での履修とみなし単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・ TOEFL及びTOEICにおける成果に係る学修等について大学が単位認定可能としたこと（平成11年）

### ⑨既修得単位等の認定（平成3年）

入学前の大学等での既修得単位又は大学以外の教育施設等での学修について、修得とみなす又は単位付与可能としたこと

### ⑩科目等履修生等（平成3年）

- ・ 社会人等、当該大学の学生以外の者で授業科目を履修する者に単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・ 科目等履修生等を相当数受け入れる場合、相当の専任教員並びに校地・校舎の面積を増加（平成20年）
- ・ 特別の課程履修生への単位付与を可能化（令和元年）

### ⑪単位互換等による単位認定の拡大（平成11年）

入学前・入学後の大学等における履修及び大学以外の教育施設等の単位認定に関し、外国における大学・短期大学で修得した単位数と合わせて、上限を30単位→60単位へ倍増

### ⑫単位互換制度の運用に係る基本的な考え方の明示化（令和元年8月13日付け元文科高第328号 別添4）

### ⑬長期にわたる教育課程の履修（平成14年）

職業を有しているなどの事情により修業年限を超えた計画的な履修を認めることができることを明示（平成14年）

### ⑭卒業要件の弾力化（平成3年）

授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての定めを廃止

### ⑮成績基準等の明示等（平成20年）

シラバス作成、成績評価・修了基準の明示の義務化

### ⑯教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）

授業の内容・方法改善のためのFDの義務化

# 大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容③

## 【教育課程等に関する規定の弾力化（続き）】

- ⑰共同教育課程制度の創設（平成21年）  
複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設
- ⑱国際連携学科に関する特例制度の創設等（平成26、29年）  
・我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科又は専攻を設けることができる仕組みを創設  
・入学前の既修得単位の認定について例外規定を新設
- ⑲工学に関する学部教育課程等に関する特例（平成30年）  
工学分野の連続性に配慮した教育課程が編成できる特例を創設
- ⑳学部等連携課程実施基本組織制度の創設（令和元年）  
既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成することを可能とする制度を創設

## 【事務組織等に関する規定の明確化】

- ①社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制の明示等（平成23年）  
学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための組織間連携、体制整備を義務化
- ②教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）  
授業の内容・方法改善のためのFDの義務化
- ③共同教育課程制度の創設（平成21年）  
複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設
- ④職員の研修機会等の確保（平成29年）  
SDの機会の義務化
- ⑤教員と事務職員等の連携及び協働、専任職員の設置（平成29年）  
教員と職員の適切な役割分担、連携体制の確保等の留意を明示化するとともに、事務組織に専任職員の設置を義務化

## 【校地基準等の弾力化】

- ①校舎基準面積の6倍→3倍に緩和（平成10年）
- ②「収容定員×10m<sup>2</sup>」で計算する方式に緩和（平成15年）
- ③空地・運動場に関する特区制度の全国化対応（平成25年）

## 【校舎基準の弾力化】

- ・大学は専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは例外とすることができること（平成20年）
- ・支障がない限度において、同一敷地内又は隣接地にある他の学校等との共用部分の面積を基準校舎面積に含めることができること（平成20年）

## 【校地・校舎の自己所有要件の弾力化】

- ①大学院専用施設の自己所有要件を弾力化（平成13年）  
開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合、また、借用に係る経費を適当な形で確保している場合に限り借用のものでも差し支えないこととして取扱いを弾力化
- ②校地の自己所有要件の弾力化（平成15年）  
構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校地について、校地基準面積の2分の1以上の自己所有を求めていたのを、校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上）で足りることとしたこと
- ③校舎の自己所有の弾力化（平成15年）  
構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校舎について、これまで借用を認めていなかったのを、国又は地方公共団体等からの借用であれば認めることとしたこと
- ④校地・校舎の自己所有要件弾力化の全国展開（平成19年）  
構造改革特区に限らず、全国の大学（大学院大学を含む。）の校地・校舎について、原則として開設年度以降20年以上の借地保証などがあれば認めることとした。

# その他学校教育法等の近年の主な改正内容

## 平成19年

- 学校教育法等の一部改正（平成19年）
  - ・大学の役割として「社会貢献」を規定
  - ・積極的な情報提供を義務化
  - ・履修証明制度の創設
- 学校教育法施行規則の一部改正（平成20年）
  - ・入学時期設定の弾力化

## 平成20年

- 我が国の大学の海外校に関する告示（平成20年）

## 平成21年

- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成21年）
  - ・教育関係共同利用拠点制度の創設

## 平成22年

- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成23年）
  - ・公表すべき教育情報の具体化・明確化
- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成22年）
  - ・国連大学との教育交流の推進

## 平成23年

- 大学院設置基準の一部改正（平成24年）
  - ・博士課程教育の質の向上

## 平成24年

- 専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
  - ・専任教員のダブルカウントに関する特例措置終了後の取扱いについての対応

## 平成25年

- 大学設置基準の一部改正（平成25年）
  - ・博士論文の印刷公表について、インターネットの利用による公表の改正
- 専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
  - ・教職大学院における専任教員関係の平成30年度までの特例措置

## 平成26年

- 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正（平成27年）
  - ・副学長の職務内容を校務を分担できるよう見直し
  - ・教授会の審議事項を教育研究に関する事項に明確化するとともに、決定権を持つ学長等に対して意見を述べる立場にあることを明確化 等

## 平成27年

- 学校教育法等の一部改正（平成28年）
  - ・修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設
- 学校教育法施行規則の一部改正（平成29年）
  - ・三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の策定・公表義務化

## 平成29年

- 学校教育法等の一部改正（平成31年）
  - ・専門職大学・専門職短期大学の創設

## 平成31年（令和元年）

- 学校教育法施行規則の一部改正（令和元年）
  - ・履修証明制度の総時間数を、120時間以上から60時間以上に短縮
- 大学入学資格関係告示の一部改正（令和元年）
  - ・大学入学資格における年齢要件の一部撤廃、11年制教育課程の追加指定
- 学校教育法施行規則等の一部改正（令和元年）
  - ・学修証明書の交付などを可能とする仕組みの創設

## 1. 学部等連係課程等（1／2）

### 改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

### 主な改正の内容

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、教育上支障を生じない場合には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**校舎の面積及び附属施設の基準は、連携協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する**学生の定員は、連携協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内**で学則において定めるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、**審査プロセスの簡略化**を図る。

大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

## 1. 学部等連携課程等（2 / 2）

### 改正のイメージ

※学部段階(学部等連携課程) の例

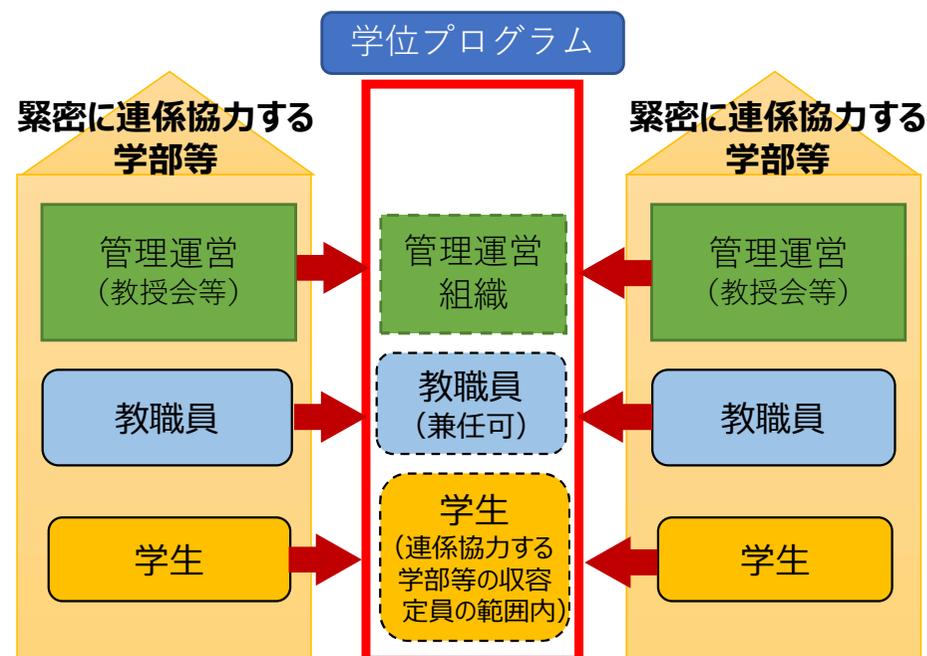
#### 【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =  
教員が所属する組織 =  
学位プログラムの一対一の関係



#### 【学部等連携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現



学部等連携課程実施基本組織

## 2. 実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

### 改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

### 主な改正の内容

#### 【実務家教員の参画促進】

- ✓ 専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員（**実務家教員**）を大学に置く場合であって、**当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきこと**を規定

大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進

#### 【履修証明プログラムへの単位付与】

- ✓ 大学等が開設する履修証明プログラムに係る学修のうち、**大学等が大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて単位付与を可能とする**
- ✓ **履修証明プログラムについて大学が公表すべき事項として、当該プログラムの実施体制等を追加**

社会人の多様な学修形態に対応し、履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させることにより、リカレント教育を促進

#### 【学修証明書の交付】

- ✓ 大学の正規の学位課程において、**体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生に対し、その事実を称する学修証明書を交付**することができる旨を規定

社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価を向上

## 3. 施行期日

令和元年8月13日に公布・施行

(設置認可審査等)

# 設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

## 【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

## 【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前々年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

## 【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

### ◆全体の設置計画についての審査

#### 〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

#### 〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

#### 〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

#### 〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

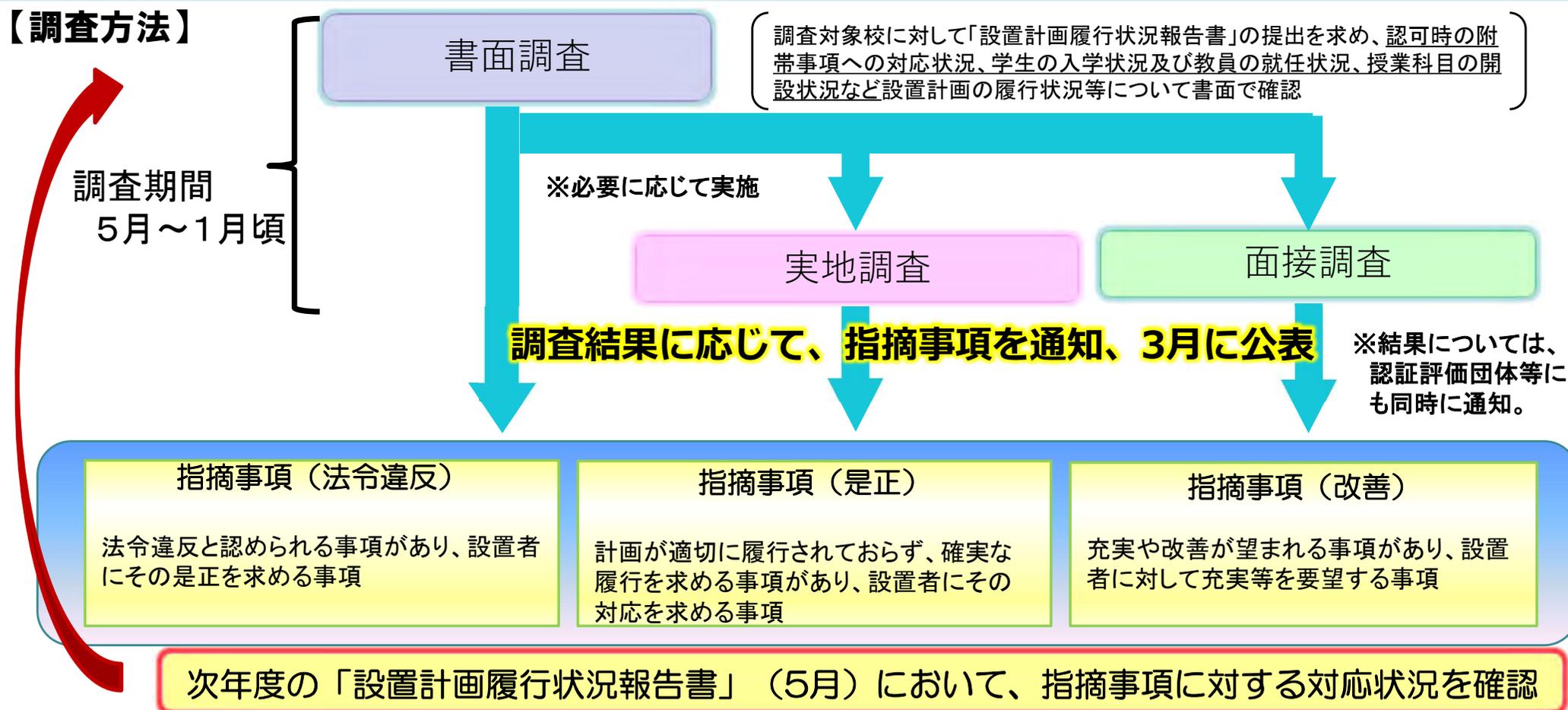
### ◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

# 設置計画履行状況等調査

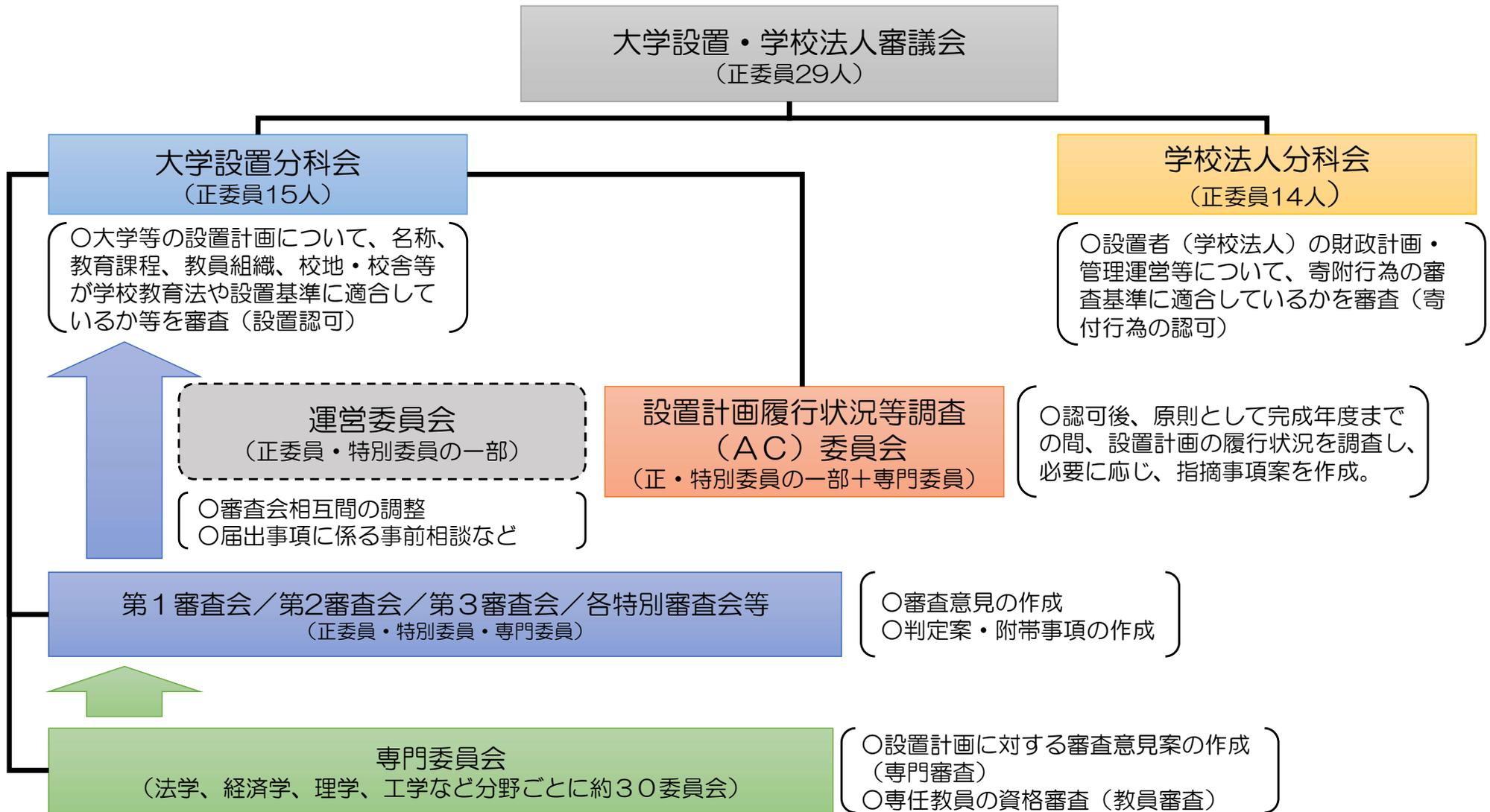
大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

## 【調査方法】



- ・指摘事項（法令違反）を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校教育法第15条による対応（①勧告、②変更命令、③廃止命令）を行うことができる。
- ・指摘事項（法令違反）・指摘事項（是正）を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

# 大学設置・学校法人審議会 の 審査体制 について







(平成18年度)

- ◆ 告示に位置づけられていた設置計画履行状況等調査を省令上明確化、新たに届出も対象
- ◆ 新設された大学の情報公開を義務化（名称、位置、留意事項等）

(平成21年度)

- ◆ 大学の設置認可の際における情報公開の対象の拡大（基本計画、学則等）

(平成25年度)

- ◆ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が、人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化

## ② 認証評価

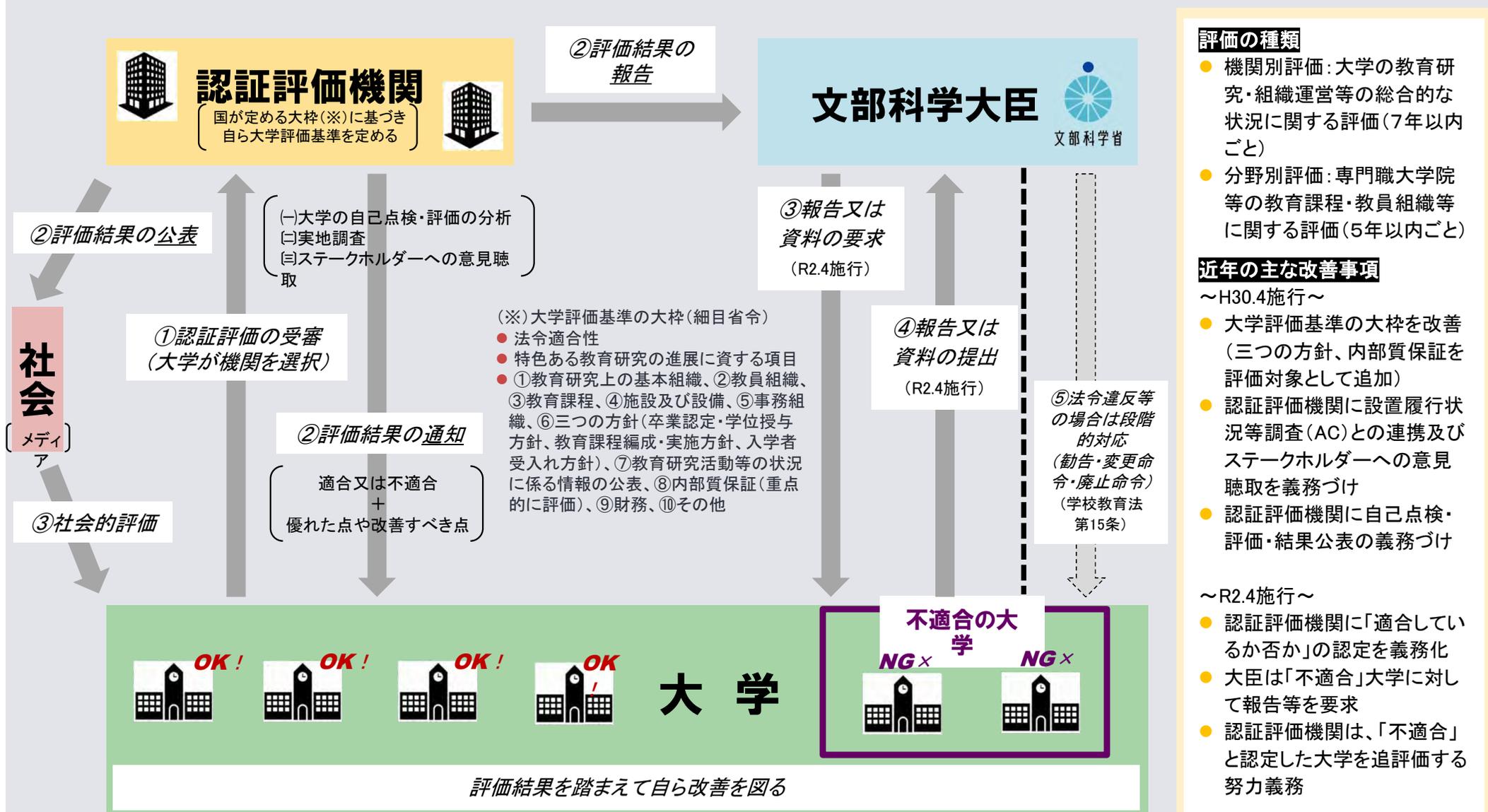
# 認証評価制度の概要

## 【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート  
現在、機関別認証評価は、  
第3サイクル目



### 評価の種類

- 機関別評価:大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価:専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

### 近年の主な改善事項

- ～H30.4施行～
- 大学評価基準の大枠を改善(三つの方針、内部質保証を評価対象として追加)
  - 認証評価機関に設置履行状況等調査(AC)との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
  - 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

- ～R2.4施行～
- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
  - 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
  - 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

# 認証評価機関の認証の仕組み



基準(学校教育法第110条)	基準に係る細目(細目省令)		
	機関別	分野別	うち法科大学院
<p>1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。</p>	<p>●大学評価基準が、<b>学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。</b>            ●大学評価基準において、<b>特色ある教育研究の進展に資する観点</b>からする評価に係る項目が定められていること。            ●大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。            ●評価方法に、<b>自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査</b>が含まれていること。            ●認証評価の結果、<b>適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項</b>を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、<b>再度評価を行うよう努めること</b>としていること。</p>	<p>●大学評価基準に次の事項が定められていること。            ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥卒業の認定に関する方針、<b>教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針</b>、⑦教育研究活動等の状況に係る情報公表、⑧<b>教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)</b>、⑨財務、⑩その他教育研究活動等に関すること</p> <p>●<b>内部質保証について重点的に評価を行うこと</b>としていること。            ●<b>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置</b>を把握することとしていること。            ●評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの<b>意見聴取</b>が含まれていること。</p>	<p>●評価方法が、連携法第2条に規定する<b>法曹養成の基本理念</b>を踏まえて特に<b>重要と認める事項の評価結果を案案しつつ総合的に評価</b>するものその他の同法第5条第2項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。            ●認証評価機関になるようとする者が、連携法第5条第3項に規定する<b>適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況</b>について、当該法科大学院の求めに応じ、<b>再度評価を行うよう努めること</b>としていること。</p> <p>●大学評価基準に次の事項が定められていること。            ①教育活動等の情報提供、②入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価、③専任教員の適切な配置その他の教員組織、④入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理、⑤教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な<b>教育課程の編成</b>、⑥一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定、⑦授業の方法、⑧<b>学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保</b>、⑨授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施、⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定、⑪専門職大学院設置基準第25条第1項に規定する法学既修者の認定、⑫教育上必要な施設及び設備、⑬図書その他の教育上必要な資料の整備、⑭法科大学院の課程を修了した者の<b>進路等の教育活動の成果(司法試験の合格状況を含む。)</b>及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。</p> <p>●評価方法に<b>関連職業団体関係者及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取</b>を行うこと。            ●大学評価基準を変更するに当たっては、<b>関連職業団体関係者等の意見聴取</b>を行うこと。</p>
<p>2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。</p>	<p>●大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有する者が<b>認証評価の業務に従事していること。</b>            ●大学の教員が、その<b>所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置</b>を講じていること。            ●認証評価業務の従事者に対し、<b>研修の実施</b>その他の必要な措置を講じていること。            ●大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について<b>自己・点検及び評価を行い、結果を公表するもの</b>としていること。            ●法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。            ●認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあっては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合にあっては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。</p>	<p>●<b>法曹としての実務の経験</b>を有する者が<b>認証評価の業務に従事していること</b>とする。</p>	
<p>3. 認証評価結果の公表の前に大学からの<b>意見の申立ての機会を付与</b>していること。</p>			
<p>4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な<b>経理的基礎</b>を有すること。</p>			
<p>5. 認証の取消しの日から二年を経過していないこと。</p>			
<p>6. 認証評価の公正かつ適確な実施ができること。</p>	<p>●学校教育法施行規則第169条第1～8号までに規定する事項(※文部科学大臣への申請書の内容)を公表することとしていること。            ●大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により<b>認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。</b></p>	<p>●認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の第1項第1号に掲げる事項(※法科大学院大学評価基準の事項)について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。</p>	

# 認証評価機関の認証に関する審査委員会

※令和3年度時点

## 1. 所掌事務

学校教育法第112条等の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、**専門的な調査審議**を行う。

## 2. 審査委員会委員（計6名）

※任期：令和3年6月14日～令和5年3月8日

（臨時委員） 3名

川 嶋 太津夫

大阪大学高等教育・入試研究開発センター 特任教授・センター長

小 林 雅 之

桜美林大学総合研究機構教授

前 田 早 苗

千葉大学国際教養学部教授

（専門委員） 3名

市 川 太 一

広島修道大学名誉教授

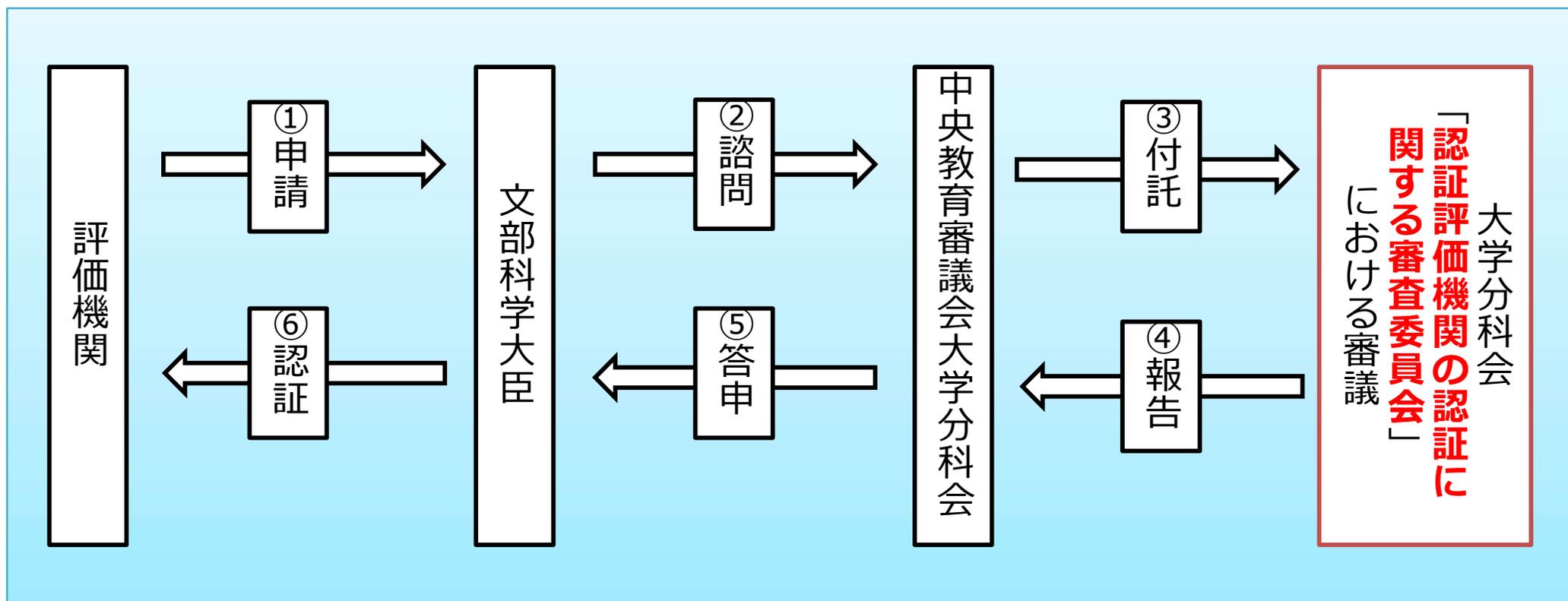
大河原 遼 平

TMI総合法律事務所パートナー弁護士

佐 野 慶 子

佐野公認会計士事務所

## 3. 認証評価機関の認証に係る審議について



# 平成15年の質保証に関する制度改革（平成13年～16年）

## 規制改革の動き

### ○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

## 中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃  
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し  
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

### ○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入  
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）

## ①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

## ②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）  
（学校教育法の改正）

## ③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入

（平成15年度より適用）  
（学校教育法の改正）

# 認証評価制度の改善①（平成28年～30年）

## 議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）  
（平成28年3月18日）

## 省令改正

（平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行）

※高等専門学校においても、準用。

## ● 大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**（※）に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組（**内部質保証**）に関する事。 ← **重点的に認証評価を行うものとする。**

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

## ● 評価の質の向上関連

(1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

(2) 認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**

(3) 認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

## 施行通知

（留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待）

- 評価の効率化（内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む）
- 大学教育の質的転換の促進（学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む）
- 認証評価と社会との関係強化等（高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む）
- 各大学等の負担軽減（国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む） など

## その他

- 大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用（平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする）

## 認証評価制度の改善②(令和元年～)

認証評価は受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

### 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

#### <具体的な方策> 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることよって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

#### 学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うもの**とする。(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう**大学等における教育研究水準の向上に努めること**とする。(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、**適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるもの**とする。(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、**教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる**

#### 施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において必要な見直しを引き続き検討する。

## 認証評価制度の改善③(閣議決定)

### 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日）

#### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

##### 2. 経済・財政一体改革の推進等

##### (2) 主要分野ごとの改革の取組

##### ④ 文教・科学技術

(基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性のかつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。

### 教育振興基本計画（平成30年6月15日）

#### 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

##### IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

##### 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革)

変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め、総合的かつ抜本的に検討することが必要である。特に認証評価制度においては、評価における社会との関係強化、評価の効率化、国立大学法人評価や設置計画履行状況等調査など、他の質保証制度との連携等についても改善を進める必要がある。その際、評価の国際化の状況にも留意しつつ、検討することが重要である。

## 認証評価機関一覧 (令和3年5月現在)

### ○機関別認証評価 (計 5機関 (実数))

機関名	評価の対象	認証日	評価大学数 (※)	うち不適合数 (※)
公益財団法人 大学基準協会	大学	平成16年 8月31日	728校	12校
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構		平成17年 1月14日	278校	1校
公益財団法人 日本高等教育評価機構		平成17年 7月12日	691校	7校
一般財団法人 大学教育質保証・評価センター		令和元年 8月21日	7校	0校
一般財団法人 大学・短期大学基準協会		令和2年 3月30日	0校	0校
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	短期大学	平成17年 1月14日	687校	1校
公益財団法人 大学基準協会		平成19年 1月25日	42校	0校
公益財団法人 日本高等教育評価機構		平成21年 9月4日	19校	0校
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年 7月12日	149校	0校
合計			2,601校	21校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数 (延べ数)

## 認証評価機関一覧（令和3年5月現在）

### ○分野別認証評価（計 13機関（実数））

機関名	評価の対象分野	認証日	評価大学数（※）	うち不適合数（※）
公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会	法科大学院	平成16年 8月31日 平成17年 1月14日 平成19年 2月16日	66校 77校 40校	10校 12校 19校
一般社団法人 A B E S T 2 1	経営（経営管理，技術経営，ファイナンス，経営情報）	平成19年10月12日	22校	0校
公益財団法人 大学基準協会	経営（経営学，経営管理，国際経営，会計，ファイナンス，技術経営）	平成20年 4月 8日	85校	7校
特定非営利活動法人 国際会計教育協会	会計	平成19年10月12日	21校	2校
一般財団法人 日本助産評価機構	助産	平成20年 4月 8日	3校	0校
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年 9月 4日	13校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成22年 3月31日	13校	0校
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年 3月31日	6校	0校
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院，学校教育	平成22年 3月31日	85校	1校
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報，創造技術，組込み技術，原子力	平成22年 3月31日	11校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成23年 7月 4日	8校	0校
一般社団法人 A B E S T 2 1 公益財団法人 大学基準協会	知的財産	平成23年10月31日 平成24年 3月29日	0校 3校	0校 0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成24年 7月31日	2校	0校
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成24年 7月31日	2校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年 3月29日	1校	0校
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年 2月 2日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成29年 8月24日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル法務	令和元年11月15日	0校	0校
公益財団法人 大学基準協会	広報・情報	令和2年 3月30日	0校	0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和3年 5月10日	0校	0校
合計			460校	51校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数（延べ数）

# 認証評価機関連絡協議会

Japan Network of Certified Evaluation and Accreditation Agencies (JNCEAA)

## ●目的

我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進する

## ●参加機関（14機関）

大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会、大学教育質保証・評価センター、日弁連法務研究財団、国際会計教育協会、日本助産評価機構、日本臨床心理士資格認定協会、教員養成評価機構、日本技術者教育認定機構、専門職高等教育質保証機構、日本造園学会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟

## ●これまでの取組 ※括弧内は実施年

### （1）評価結果や大学情報、認証評価制度等の積極的な発信

- ・評価結果や大学教育の改善事例等の共同記者発表

（H24）

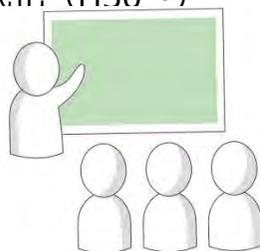
- ・本連絡協議会ウェブサイトを立て上げて評価結果一覧等を掲載し、英語版も作成（H27～、英語版H29～）
- ・高等学校関係者説明会での説明（H26～H27）
- ・リーフレット作成、高等学校関係機関に周知（H28）

### （2）大学ポートレート活用の検討

- ・大学ポートレート運営会議へ「大学ポートレートの充実についての要望書」を提出（H28）
- ・認証評価に活用する基礎データの共通様式化（H30～）

### （3）認証評価機関の職員育成

- ・職員の能力向上のための研修プログラムの実施（H23～）



## ●課題

### （1）評価者の資質の向上

- ・大学等及び評価機関の評価人材育成のための研修の充実
- ・認証評価制度の一層の周知

### （2）評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策

- ・認証評価機関と大学等の継続的な関係の構築
- ・学内のIR機能の充実
- ・認証評価に積極的に取り組む大学等の評価

### （3）評価活動の新たな方向性の検討等

- ・評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有
- ・評価方法等に関する諸課題の改善方策の検討、研究
- ・社会的状況を踏まえた新たな評価のあり方を検討
- ・国内外への情報発信のあり方を検討



参照先：<https://jncaea.jp>

## 評価結果と再評価(※1)の実施状況(平成16年度～令和2年度)

(機関別認証評価(大学、短期大学及び高等専門学校)の評価実施数)

	結果の種類	評価結果(※5)	再評価後(※6)
公益財団法人 大学基準協会	適合	727	754
	保留・期限付適合(※2)	30	1
	不適合	12	14
独立行政法人 大学改革支援・ 学位授与機構	大学評価基準を満たしている	439	439
	大学評価基準を満たしていない	1	1
公益財団法人 日本高等教育評価機構	適合	669	698
	保留(※3)	34	2
	不適合	7	11
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	適格	667	682
	保留・条件付適格(※4)	18	2
	不適格	1	1

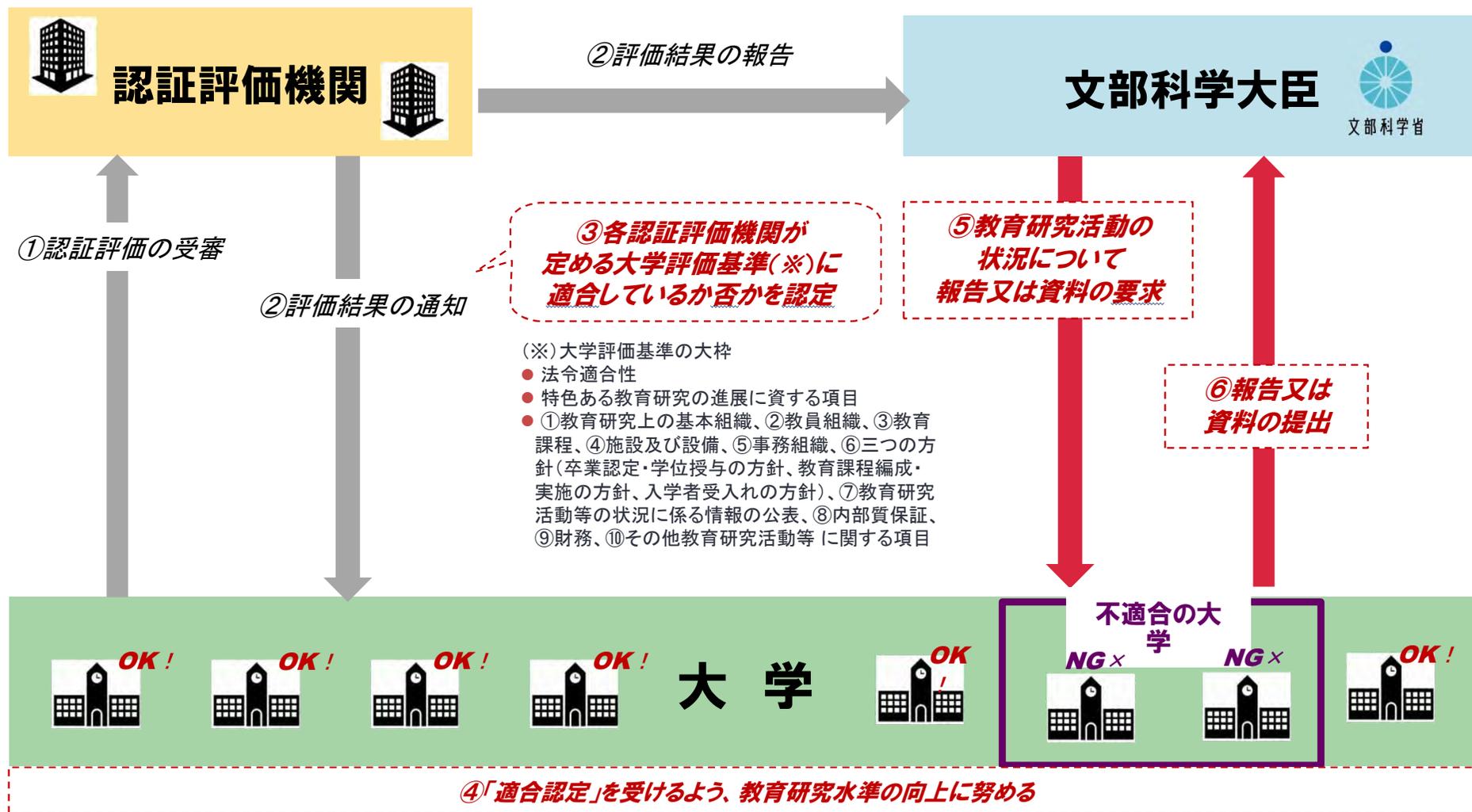
- (※1) 令和元年度までは、判定が保留となった大学に対して、再評価の機会を設けていた。令和元年度の学校教育法の一部改正により、「認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする」とし、「保留」判定は想定されないこと旨を通知。
- (※2) 第1期及び第3期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。第2期では、「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。
- (※3) 「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の申請を課し、適合・不適合を最終的に判定。  
(平成23年度評価分までは、原則3年以内)
- (※4) 第3期では、「短期大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、指定する期日までに「再評価」の受審を課し、適格、不適格を最終的に判定。第1期では、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。第2期では、適格、不適格の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適格、不適格とならない場合は、さらにその後に再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適格とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適格・不適格の判定を行う。
- (※5) 評価結果が出た後の再調査により、評価結果の取消しや変更がされた後の数。
- (※6) 再評価後の保留等の欄には未受審も含む。  
「再評価」の他に、「不適合」に対する「追評価」の機会を設けている(2年以内。令和元年度までは大学基準協会及び大学改革支援・学位授与機構のみ。令和2年度以降は全認証機関。「追評価」を受けるかは大学等の任意。)が、令和元年度まで実績はない。

## 認証評価の結果を踏まえた対応①

- 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求する。【学校教育法第109条第7項】



- 適合している旨の認定を受けることができなかった大学からの報告等の結果、当該大学が法令に違反していると文部科学大臣が認めるときは、学校教育法第15条の規定により、改善勧告や変更命令等の措置を講ずる。



## 認証評価の結果を踏まえた対応②

### 【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

#### ● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

#### ● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請することとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

#### ● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

#### ● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第45条の2第3項】

#### (参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

## (参考) 認証評価の位置付けについて

### <参考①>

#### 平成14年11月1日 衆・文部科学委員会議事録より(国務大臣答弁の一部を抜粋)

認証評価といいますのは、大学の自己改善を促すということによってその大学の教育研究水準の向上を図るものでございます。その機関が行います評価結果を大学に通知するとともに社会にも公表するというものでございますが、そういう目的でございますので、資源配分自体を目的とはしておりません。

(中略)

大学というものがこれから21世紀の知の部分担っていくということにおいて非常に大事な機関でございますので、それはもともと自己改革をしていく必要がある。そのときに、評価の成果というものを受け取りながらさらに改革を進めていただくということは非常に大事なわけでございます。それが、直接には資源配分にはつながらないということでございます。

### <参考②>

#### 平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁の一部を抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

一方、昨年の中教審答申におきましては、その認証評価結果を踏まえ文部科学大臣が法令違反を認めたとき、そういう法令違反の場合には、一定の資源配分への影響、反映ということも検討することが指摘されておりますが、その詳細については、今後設置する予定の、質保証システムに関する部会というのを今後中教審にも設置しますので、そこはそこでしっかりと検討していきたいと考えています。

### <参考③>

#### 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成31年4月10日衆議院文部科学委員会)

#### 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和元年5月16日参議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

(中略)

三 認証評価における、大学評価基準への適合が認定されなかった大学に対する文部科学大臣からの資料提出要求については、当該大学の学問の自由、大学の自治への干渉とならないよう十分に留意すること。

## (参考)(独)大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価における国立大学法人評価の活用について

- 令和3年度以降に(独)大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価においては、国立大学法人評価における学部・研究科等ごとの教育に係る現況分析の判定結果を含む分析内容をもって、大学は領域6の各基準の自己評価に代えることができる。(「大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領(平成31年2月12日機構長裁定)において規定。)

【国立大学法人評価】教育に係る現況分析の分析項目及び記載項目(一部抜粋) 【大学機関別認証評価】(独)大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準

分析項目	記載項目	
I 教育活動の状況	必須記載項目	1 学位授与方針
		2 教育課程方針
		3 教育課程の編成、授業科目の内容
		4 授業形態、学習指導法
		5 履修指導、支援
		6 成績評価
		7 卒業(修了)判定
		8 学生の受入
II 教育成果の状況	必須記載項目	1 卒業(修了)率、資格取得等
		2 就職、進学



領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	
領域2 内部質保証に関する基準	
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
領域5 学生の受入に関する基準	
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	
基準6-1	学位授与方針が具体的かつ明確であること
基準6-2	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること
基準6-3	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
基準6-4	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
基準6-5	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること
基準6-6	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
基準6-7	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること
基準6-8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【参考】大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領(平成31年2月12日機構長裁定)(抄)

第3条 その評価の結果を活用できる第三者は、次の各号のいずれかに該当する機関とする。

- 一 学校教育法第110条第2項に基づき文部科学大臣が認証した評価機関
- 二 国際的な認証を取得又は国際的な相互承認の協定等に加盟している評価機関
- 三 設立後一定期間が経過し、当該分野における主要な評価機関である又は法令等に基づき大学の教育研究活動を含む評価を行っている等の理由により大学機関別認証評価委員会(以下「委員会」という)が認めた機関

## 国立大学法人評価における認証評価の結果等の活用状況

- 平成22年 7月 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」を公表  
⇒「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要書類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する」
- 平成23年10月 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」を決定  
⇒「各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする」
- 平成24年 6月 大学評価・学位授与機構において、国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項」を決定
- 平成25年 6月 大学評価・学位授与機構において、「実績報告書作成要領(※)」を決定  
⇒認証評価機関による評価結果、提出資料・データ等も、法人評価に係る根拠資料・データ等として活用可能な旨を明示
- 令和 2年 4月 国立大学法人法の一部改正  
⇒国立大学法人評価委員会は、(独)大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請する旨を明示(第31条の3第2項)

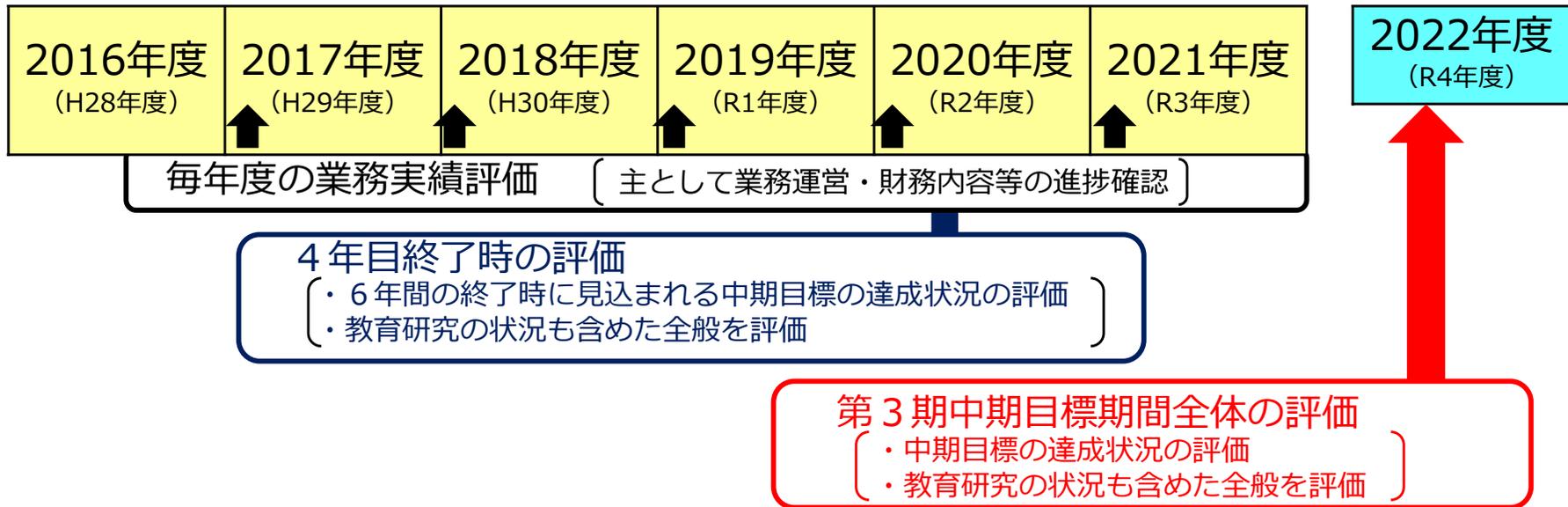
(※)参考 「実績報告書作成要領」(抜粋)

【根拠となる資料・データの示し方】

大学ポートレート(仮称)に登録されているデータや、それらを機構が分析したデータ、または認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。

## 国立大学法人評価の種類・サイクル

### 第3期中期目標期間



- ◆ 国立大学法人法第31条の2及び第31条の3に基づき、「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人等の教育研究や業務運営等の実績について、毎事業年度（業務運営・財務内容等のみ）、4年目終了時及び中期目標期間終了時ごとに評価を実施している。
- ◆ 令和4年度は、第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）全体の評価を実施する時期に当たり、国立大学法人等の業務の実績のうち教育研究の状況についての評価を、国立大学法人評価委員会の要請を受けて、（独）大学改革支援・学位授与機構が実施する。

# 諸外国の高等教育における主な機関別評価等について①

※令和3年8月現在

	英国（イングランド）	アメリカ合衆国
質保証機関	英国高等教育質保証機構(QAA)[1997～]	連邦教育省が認定した機関または高等教育アクレディテーション協議会(CHEA)が認定した機関
主な機関別評価	質・基準レビュー(2018～) ※ 質・基準レビューは、学生局(OfS)が管理する高等教育機関登録制度の一部として実施されている。	アクレディテーション(1905～) ※ 国として統一した大学評価制度はなく、国・州から独立した評価機関によるアクレディテーションが行われている。アクレディテーションは各評価機関の会員資格審査としての性格を有する。
評価サイクル	設定なし。登録後は、学生局が常時モニタリングを行い、問題が見つかった機関に対してレビューを随時実施。	評価機関により異なる。 ※ 地域別アクレディテーションでは7～10年。
評価結果の表し方	適合／不適合 ※ 英国の高等教育の基準と質に関する原則である「クオリティ・コード」に適合しているか確認。 ※ この結果を踏まえて、学生局が登録可否を判定。	評価機関により異なる(それぞれ数種類の評価結果を設定)。 (例) 中部高等教育委員会(MSCHE)：適格認定7種類(認定、条件付認定、再審査、認定保留、警告、猶予付認定、認定理由提示命令)と不認定の計8種類
評価後のフォローアップ等	学生局は各登録機関のリスクのモニタリングを常時行うとともに、毎年少数の登録機関を無作為抽出してサンプル調査を実施。問題が見つかった場合、質・基準レビューを随時実施。	評価機関や評価結果により異なる。 ※ 7～10年の長期認定の場合、中間報告書の提出が義務となる場合と、報告書提出や訪問調査が任意で課される場合に分かれる。条件付認定、保留、警告等の場合は、追加の報告書提出や訪問調査が課される。
評価結果の活用	学生局の高等教育機関登録の登録要件の一つ。登録機関は、教育・研究等の公的資金の交付対象となるほか、学生支援金の受給、Tier 4学生ビザによる留学生の受入れ、学位授与権及び大学名称使用権の取得申請が可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦政府奨学金の受給資格を付与。</li> <li>各州による設置認可において、評価機関による適格認定を必要とする場合がある。</li> </ul>

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

# 諸外国の高等教育における主な機関別評価等について②

※令和3年8月現在

	ドイツ	フランス	オランダ	オーストラリア
質保証機関	欧州高等教育質保証登録簿 (EQAR)に登録された質保証機関の中からドイツアクレディテーション協議会 (GAC)[1999～]が認定した機関	研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)[2014～]	オランダ・フランダースアクレディテーション機構(NVAO)[2003～]	オーストラリア高等教育質・基準機構(TEQSA)[2011～]
主な機関別評価	システム・アクレディテーション(2008～) ※ 上記に加えプログラム・アクレディテーション(2000～)及び代替アクレディテーション(2019～)があり、3種類のいずれかを選択し受審することが義務。 ※ 代替アクレディテーションは、高等教育機関が策定した評価手法をGACと当該機関が置かれる州政府の承認を得た上で行う評価。	機関別評価(2007～) ※ 前身の研究・高等教育評価機構(AERES)の活動をHCÉRESが継承。 ※ 上記に加え、学術共同体評価(2016年～)、研究評価、教育課程・博士学院評価が実施される。	機関別オーディット(2011～) ※ 受審は任意。上記に加え受審義務のあるプログラム評価(2003～)がある。プログラム評価は基準数の異なる2種類が用意されている。	機関再登録(2012～) ※ 登録(いわゆる設置認可)された高等教育機関が登録期間延長のために受審する評価のこと。 ※ 上記に加えコース別のアクレディテーション制度がある。
評価サイクル	8年	5年	6年	7年(上限)
評価結果の表し方	3段階(適格認定/条件付認定/不認定)	記述式で表される。	3段階(適格/条件付適格/不適格)	3段階(登録/条件付登録/登録不可)
評価後のフォローアップ等	適格認定の期間が半分経過した時点で、中間評価を実施。	—	評価結果に応じて以後受審するプログラム評価の適用基準が異なる。例えば、適格の場合は基準数が少ない方のプログラム評価を受審。	登録された高等教育機関に対してリスクアセスメントを毎年実施。リスクの程度により、次回の機関再登録受審時の提出資料の範囲・量や適用基準の範囲が変動する。
評価結果の活用	— ※ 州レベルの地域評価団体等による外部評価では、評価結果は州における高等教育機関への財源配分の際に考慮される。	—	— ※ プログラム評価の場合は政府認定のプログラム登録簿(CROHO)に登録され、学位授与権及びの付与、政府奨学金等の受給資格を付与。	登録された機関は、高等教育機関の全国登録簿に登載。オーストラリアでの高等教育の提供が引き続き可能となる。

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

# 諸外国の高等教育における主な機関別評価等について③

※令和3年8月現在

	韓国	中国	香港
質保証機関	韓国大学教育協議会(KCUE)[1982～]	教育部高等教育教学評価センター(HEEC) [2004～]	質素保証局(QAC)[2007～]
主な機関別評価	大学機関別評価認証(2011～) ※ 受審は任意。(法律上は、教育部長官から認定された機関は、学校の要請に応じて評価・認証することができると規定されている。KCUEは「認定された機関」の一つ。実際には多くの大学が受審。)	機関別評価(2007～) ①合格評価(2011～) ②審査評価(2014～) ※ 機関別評価には2種類あり、①は新設の大学学部レベル教育を行う機関が対象。②は①を含む機関別評価で合格歴のある機関が対象。 ※ 大学院レベルについては、国務院学位委員会又は省政府レベルの学位委員会が行う博士・修士の学位授与権を持つ学科を対象とした評価がある。	機関別オーディット(2008～) ※ 大学教育資助委員会(UGC)より公的資金を受ける高等教育機関8校が対象。 ※ 私立等の他の機関は香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)によるプログラム評価等を受審。
評価サイクル	5年	①第3期生卒業後に受審 ※合格すると次は5年以上経過後に②を受審。 ②5年	5年
評価結果の表し方	4段階(認証/条件付き認証/認証保留/不認証)	①3段階(合格/合格保留/不合格) ②等級無し(記述式で表される)	オーディット報告書に記述式で表されるとともに、「大学への対応の提言」と「優れた点」が付される場合もある。
評価後のフォローアップ等	評価結果に応じて異なる。「認証」の場合は結果公表の2年後にモニタリングを受ける。「条件付き認証」または「保留」の場合は2年以内に追評価を受ける。「不認証」の場合は2年後に評価の再申請が可能。	①「合格保留」の場合は2年間の改善期間を経て再評価。「不合格」の場合は3年間の改善期間を経て再評価 ② 受審機関は、評価結果通知後30日以内に改善計画を教育部等に提出。2年以内に改善報告書を提出。	オーディット報告書の公表後3か月以内に、大学は当該報告書に基づくアクションプランをQACに提出。また、同報告書の公表後1年半以内に、大学はアクションプランの進捗報告書をQACに提出し、QACは進捗状況に対する評価を実施。
評価結果の活用	法律上、政府が大学を行政的又は財政的に支援する場合に大学機関別評価認証の結果を活用できると規定。	①「合格保留」、「不合格」の場合は改善期間中の募集定員の制限・削減の措置。再評価の結果「不合格」の場合は法律に基づき相応の処罰が下される。 ② 資源配分、学科や専攻の設置、募集定員等、様々な面で評価結果が考慮される。	—

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

## ③ 情報公表

# 大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

## ●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

### 【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

### 【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

### 【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学((略))に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
  - 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ～ハ (略)
    - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
    - チ～ヌ (略)

## □学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月施行通知）

### 第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

（1）大学（短期大学，大学院を含む。）は，次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 （第172条の2第1項関係）

#### ① 大学の教育研究上の目的に関する事。 （第1号関係）

これは，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際，大学であれば学部，学科又は課程等ごとに，大学院であれば研究科又は専攻ごとに，短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに，それぞれ定めた目的を公表することや，平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

#### ② 教育研究上の基本組織に関する事。 （第2号関係）

その際，大学であれば学部，学科又は課程等の，大学院であれば研究科又は専攻等の，短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

#### ③ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。 （第3号関係）

その際，教員組織に関する情報については，組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし，効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については，学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また，法令上必要な専任教員数を確保していることや，男女別，職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については，研究業績等にとどまらず，各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより，教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など，当該教員の専門性と提供できる教育内容に関する事を確認できるという点に留意すること。

#### ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。 （第4号関係）

その際，これらの情報は，学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については，働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を，各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には，大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ，編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

#### ⑤ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。 （第5号関係）

これらは，大学設置基準第25条の2第1項等において，学生に明示することとされているものであること。その際，教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については，シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。(第6号関係)

これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。

⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)

その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)

その際、寄宿舍や学生寮等の宿舍に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)

その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

(2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。(第172条の2第2項関係)

(3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(第172条の2第3項関係)

(4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。(第179条関係)

## 「V 情報公表」関係

## 情報公表について

別紙3

- ・以下の表に掲げる情報は、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報であり、(1)「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と(2)「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」の2項目について、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。
- ・これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、特に②の情報の収集・公表の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- ・これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。
- ・これらの情報のうち、特に(1)①に分類されるものについては、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に関するものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
- ・情報の公表に当たっては、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようにする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜に配慮した方法で行うことが求められる。
- ・以下、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)を「規則」、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)を「基準」とそれぞれ略記する。

## (1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学 の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	各授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の学位プログラムに属する学生の単位修得に関する以下の情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学年度別・年度毎の平均履修単位数(※)</li> <li>・入学年度別・年度毎の平均修得単位数(※)</li> </ul> </li> <li>(※)必修科目、選択科目及び自由科目で細分化することも考えられる。(学修時間や履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、学事暦の柔軟化の状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</li> <li>関連する法令等：基準第32条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>
	学位の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生が何人卒業しているかを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与履歴を収集</li> </ul>
	学生の成長実感・満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けているか等に関する学生の主観的な評価について、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生へのアンケート調査を通じた収集</li> </ul>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの  進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>進学や就職等を希望する学生の進路状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム毎の以下の情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合</li> <li>学生の主な就職先</li> <li>進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合</li> <li>学生の主な進学先</li> </ul> </li> <li>特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムにおいては、当該プログラムの卒業生数を分母とする当該進路への就職者の割合及び主な就職先            （卒業生に対する評価や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益）            関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号            関連する調査等：「大学等卒業者の就職状況調査」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集</li> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析</li> </ul>
修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする</li> <li>履修単位の登録上限設定の状況やGPAの活用状況と組み合わせて分析することで、大学が、密度の高い学修を可能とする環境を提供していることや、厳格な成績評価に基づく質の高い教育を提供していることを示すことができる重要な情報の一つとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業生、在学者、退学者の数と割合            （公表の際には、単にこれらの情報のみを公表するのではなく、学位プログラムのカリキュラムの在り方や、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、留学の位置づけといった修業期間・成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更（他大学への転学や他学部への転部など）の有無、退学の理由（大学に起因するものと大学に起因しないものの別など）も踏まえた分析を付することが望ましい。）            関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号            関連する調査等：「学校基本調査」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教務履歴や学校基本調査の調査過程において収集</li> </ul>
学修時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内及び授業外で取り組む学修の平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が、当該学位プログラムに関連する授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値及び分布その他の全体的な状況            （各授業科目における到達目標の達成状況や履修単位の登録上限設定の状況と併せて分析を行い、公表することが有益）            関連する法令等：基準第21条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生へのアンケート調査を通じた収集            （※）今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>学修時間の集計単位：1時間単位での把握</li> <li>集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間</li> </ul> </li> <li>（※）学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる</li> <li>教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
<p>② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報</p> <p>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の科目により直接的に評価することができるものをどの程度の水準で備えているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち左記の科目により直接的に評価することができるものを獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の授業科目の科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準及び成績評価手法</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の授業科目により直接的に測定することができるものの達成状況に関する全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>
<p>卒業論文・卒業研究の水準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、学位プログラムが提供する教育の集大成として、どのようなテーマの卒業論文作成・卒業研究実施に取り組んでいるかを明らかにする</li> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた専門教育に係る資質・能力を総合的にどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 専門教育に係る資質・能力以外のものについても、学位プログラムが提供する教育の集大成である卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業論文・卒業研究に取り組んでいる学生の人数と割合</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究の代表的なテーマ</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の卒業論文・卒業研究に対する評価基準（専門教育に係る資質・能力やその他の資質・能力に対する基準を含む）</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究に対する評価の平均値及び分布その他の全体の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内調査による代表的なテーマの収集</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究の評価により明らかにすることができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 卒業論文作成・卒業研究実施の成果物に対する指導教員等の評価基準・評価手法の収集</li> </ul>
<p>アセスメントテストの結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該アセスメントテストにより測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト）の特定</li> <li>・ 大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul>
<p>語学力検定等の学外試験のスコア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該試験により測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（学外試験により測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるものか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる学外試験（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき学外試験）の特定</li> <li>・ 大学として結果を把握すべき学外試験を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
<p>② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報</p> <p>資格取得や受賞、表彰歴等の状況</p>	<p>&lt;資格取得の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・ 当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> </ul> <p>&lt;受賞、表彰歴等の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・ 当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができる</li> </ul>	<p>&lt;資格取得の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格の取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生における資格取得者の人数</li> </ul> <p>&lt;受賞、表彰歴等の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受賞、表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生における受賞者・表彰者等の人数や具体的な例</li> </ul>	<p>&lt;資格取得の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格取得により証明することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定</li> <li>・ 上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul> <p>&lt;受賞、表彰歴等の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の賞や表彰制度等の受賞や表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定</li> <li>・ 上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集</li> </ul>
<p>卒業生に対する評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らした、卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価やその代表例、その他の全体的な状況（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>
<p>卒業生からの評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかについて、全体的な状況を、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得にあたって学位プログラムが果たした役割についての、卒業生からの評価</li> <li>・ 進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生に対する評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>

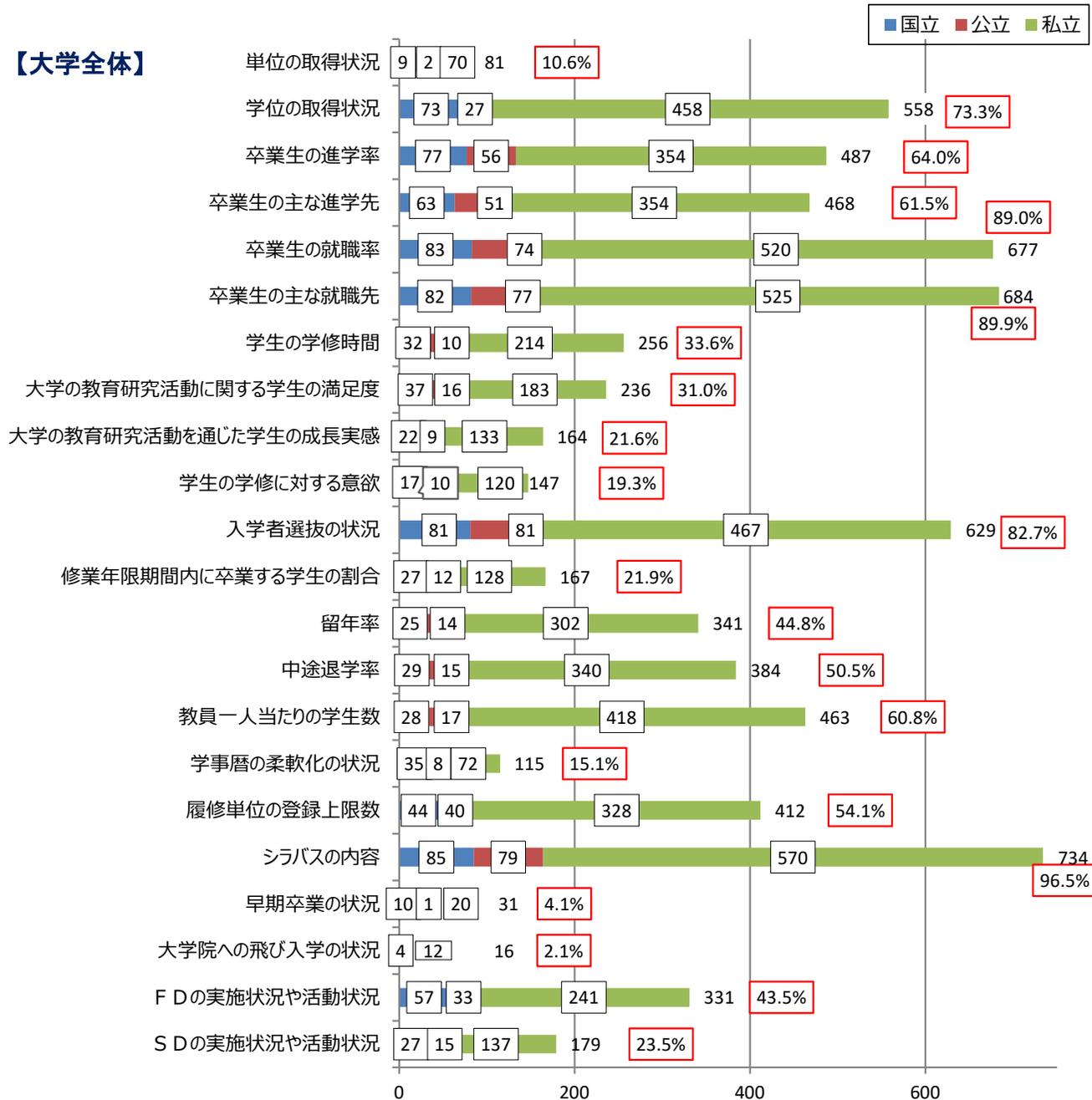
## (2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	<p>入学者選抜の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入学者選抜の方法の明示や試験問題及び解答の公表により、「入学者受入れの方針」に即し、大学として求める資質・能力を有する者を入学者として適切に選抜していることを明らかにする</li> <li>入学者選抜の方法や合否判定の方法・基準等を明示することで、公正かつ妥当な方法により、多面的かつ総合的な評価・判定に基づき入学者選抜を実施していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位プログラムにおける個別学力検査の実施教科・科目、入試方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項</li> <li>合否判定の方法や基準</li> <li>試験問題及びその解答</li> <li>入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数及び入学者数等（各年度における「大学入学者選抜実施要項」に基づく公表を実施することが想定される。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試情報の収集</li> </ul>
	<p>教員一人あたりの学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生数に対して十分な教員を確保することで、密度の濃い授業や丁寧な履修指導が可能な環境であることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としての教員と在籍する学生の人数比</li> <li>学位プログラム毎の、専任教員と在籍する学生の人数比。（公表の際は、単に人数比を公表するのではなく、クラスサイズや専任教員以外の教員・TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）等の活用状況などを踏まえた分析を付することが望ましい。）</li> </ul> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号 関連する調査等：「学校基本調査」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事記録等（学校基本調査を活用することも考えられる）</li> </ul>
	<p>学事暦の柔軟化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入学・卒業時期の選択枝や自由度を明らかにすることで、密度の濃い主体的な学修が可能とする環境や、留学等との接続が容易な環境であることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての学事暦の状況（具体的な授業期間など）（学位プログラムにより異なる場合は学位プログラム毎の状況）（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学事暦に関する学内規定の確認</li> </ul>
	<p>履修単位の登録上の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限に関する制限やその例外を明らかにすることで、大学が、密度の濃い主体的な学修を可能としつつ、意欲・能力のある学生には更なる学修を可能とする環境を提供していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限制度の有無</li> <li>制度の具体的な内容（上限単位数など）</li> <li>例外の具体的な要件（成績要件と追加登録が可能な単位数など）</li> </ul> <p>（各授業科目における到達目標の達成状況や学修時間と併せて分析を行い、公表することが有益）</p> <p>関連する法令等：基準第27条の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内規定の確認</li> </ul>
	<p>授業の方法や授業計画（シラバスの内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生と教員との契約書ともいえるシラバスについて、適切な到達目標や講義方法、講義計画、成績評価基準を定めると共に、学生の主体的な学びを助ける事前事後学修課題を提示することで、大学が、個々の授業科目を「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて適切に設計していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのシラバス作成に関する方針（どのような項目をどのような観点から記載しているかを説明するもの）</li> <li>個々の授業科目のシラバス（特に必修科目や選択科目については、可能な範囲で学位プログラム毎に編集されることが望ましい）</li> </ul> <p>（カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益）</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第5号、 基準第25条の2第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内におけるシラバス作成に関する方針の確認</li> <li>電子シラバスへの登録等を通じたシラバスの収集</li> </ul>

機密情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	早期卒業や大学院への飛び入学の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>意欲や能力を備えた学生の多様な学修ニーズに対応できる選択肢が複数存在することを明らかにすると共に、当該選択肢の活用状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する要件</li> <li>学位プログラム毎の早期卒業者・大学院への飛び入学者の人数及び割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴の収集</li> </ul>
	FD・SDの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に基づき教育の成果を最大化するため、当該方針に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義し、これを踏まえて最適なFD・SDを実施していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像</li> <li>大学として実施しているFD・SDの内容（対象別の内容や頻度、参加率（どのような立場の者がどのような内容のFD・SDに参加したかが分かることが望ましい）など）</li> <li>他大学や教育関係共同利用拠点との連携等によりFD・SDを実施している場合は、連携して実施するFD・SDの概要（連携先の名称や、FD・SDの内容、頻度など）</li> <li>FD・SDを担当する組織・部局を有する場合は、その概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> </ul> <p>関連する法令等：基準第25条の3、第42条の3 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FD・SDの内容の収集</li> </ul>
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	GPAの活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム毎に、所属する学生それぞれのGPAの平均値等を明らかにすることで、学生が各授業科目に定められた到達目標に全体的にどの程度到達しているかという学位プログラムの全体的な教育の達成状況を明らかにする</li> <li>GPAを、留年や退学の勧告等の基準や、履修指導・学修支援のための基礎情報として用いていることを明らかにすることで、「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、質の高い教育を提供していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としてのGPAの算定方法（評語とGPとの対応関係や、不可となった科目や履修登録を取り消した科目の扱い、など）</li> <li>学位プログラム毎のGPAの平均値及び分布（入学年度や学期などの観点から分類した数値も併せて公表することが望ましい）</li> <li>GPAの活用状況（以下のような活動等の判断基準としてGPAを用いているか否か） <ul style="list-style-type: none"> <li>学生に対する個別の学修指導</li> <li>奨学金や授業料免除対象者の選定</li> <li>履修上限単位制限の解除</li> <li>進級・卒業判定、退学勧告</li> <li>大学院入試の選抜</li> <li>早期卒業や大学院への早期入学</li> </ul> </li> </ul> <p>（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第6号 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GPAの算定方法に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴などより収集</li> </ul>
	カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえたカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを明らかにすることで、各学位プログラムが、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム毎のカリキュラムマップ・カリキュラムツリー（※）</li> </ul> <p>（※）カリキュラムマップやカリキュラムツリー以外の方法で、学位プログラムのカリキュラムにおいて、「卒業認定・学位授与の方針」との関係で過不足なく科目が配置されていることを検証している場合は、当該方法。</p> <p>（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益）</p> <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等の収集</li> </ul>

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	ナンバリングの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学が、ナンバリングの実施を通じて、学位プログラムを構成する個々の授業科目の教育課程上の水準や学位プログラム全体の体系性が整理された適切なカリキュラムを編成するための取組を行わっていることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのナンバリングに関する方針（どのような分類基準に基づいてナンバリングを実施しているかを説明するもの）</li> <li>学位プログラム毎のナンバリングを行った授業科目一覧（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やカリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況との関係も併せて公表することが有益） 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのナンバリングに関する方針の確認</li> <li>ナンバリング済みの授業科目一覧の収集</li> </ul>
	教員の業績評価の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学が、研究活動のみならず教育活動における業績を評価する仕組みを整え、教員が積極的に教育活動や教育改善に取り組む意欲を持つことができる環境を整えていることを明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての教員の業績評価に関する方針など 関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての教員の業績評価に関する方針の確認</li> </ul>
	教学IRの整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上で基盤となる教学IRについて適切な制度整備や人材育成を行っていることを明らかにすることで、教学マネジメントを行う体制を整えていることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学として実施している教学IRの主な内容（分析事例の紹介や、教学IRをきっかけとする教学改善の事例の紹介など）</li> <li>教学IRを担当する組織・部局の概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> <li>教学IRに関する学内規則 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教学IRの主な内容の収集</li> </ul>

# 公表を行った教育研究活動等の情報



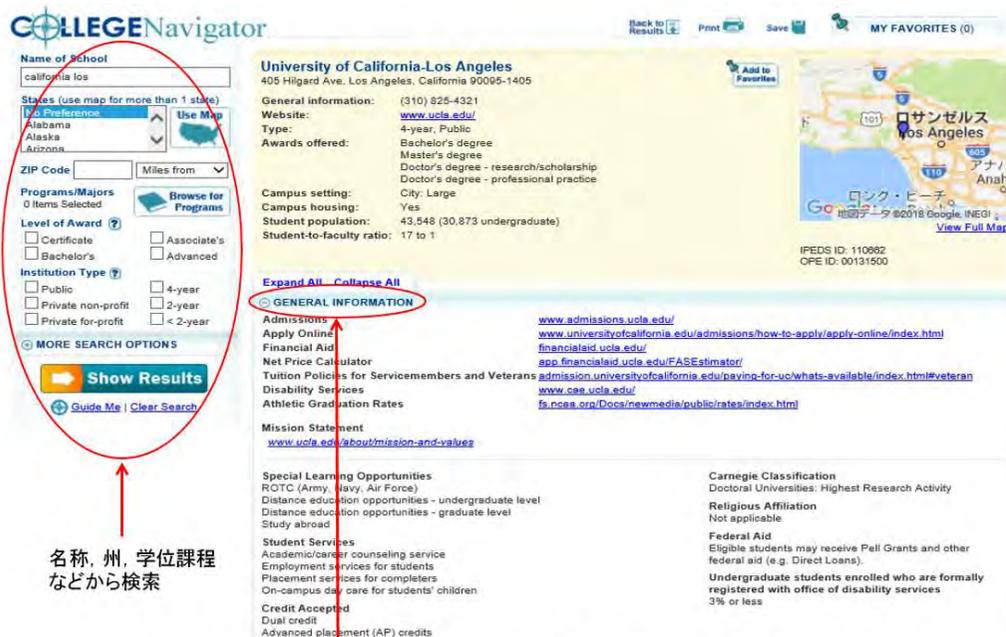
## 海外の情報公開の状況①（米国）

### 【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

#### （1）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」（Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS)）が全米教育統計局によって管理・運用されている（<http://www.nces.ed.gov/ipeds>）。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている（データ提出がなければ申請できない）。IPEDSからは複数のホームページにアクセスすることができ、例えば、College Navigator（カレッジ・ナビゲーター）は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard（カレッジ・スコアカード）からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している（※）。

College Navigatorのページ（例）



名称, 州, 学位課程  
などから検索

12の共通項目（一般的な情報、学費・生活費等、経済的支援、入学状況、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全、学費の支払状況など）

College Scorecardのページ（例）



（※）参照：岸本睦久（2015），『諸外国の教育動向 2015年度版』,文部科学省,p43

## 海外の情報公開の状況②（英国）

## 【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

## （2）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンスル（HEFCE：Higher Education Funding Council for England）と大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS：Universities and Colleges Admission Service）が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している（<https://unistats.ac.uk/>）。

データは全国学生調査（NSS：National Student Survey）や英国高等教育統計機構（HESA：Higher Education Statistics Agency）が行う就職状況調査（DLHE：Destinations of Leavers from Higher Education Survey）等を基にしている（※）。

教育コースごとに、学生満足度、就職と認証評価の状況、学業の継続状況と学位の取得状況、入学条件等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。

## Unistatsのページ（例）

	学生満足度	就職と 認証評価の状況	学業の継続状況 と学位の取得状況	入学に関 する情報	
Your Measures	Student satisfaction	Employment & accreditation	Continuation & degree results	Entry information	
Course コース		BA (Hons) International Politics Full time	BA (Hons) Law Full time	BA (Hons) Politics Full time	
Location		Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	
全体的に教育の質に満足している学生の割合	Overall, I am satisfied with the quality of the course	94%	87%	94%	
教員の説明が分かりやすいと感じる学生の割合	The teaching on my course	Staff are good at explaining things	100%	91%	97%
教員の説明が興味を抱かせると感じる学生の割合	Staff have made the subject interesting	100%	83%	94%	
知的好奇心を掻き立てられるコースだと感じる学生の割合	The course is intellectually stimulating	97%	85%	97%	
優れた成果を要求されるコースだと感じる学生の割合	My course has challenged me to achieve my best work	83%	74%	85%	

（※） 参照：独立行政法人大学評価・学位授与機構(2015), 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国』 第二版, p 45

## 第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

### 5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

#### （1）各大学の入試情報の公表

第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事実への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。

このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

## 認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第7号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	<p><b>基準2 内部質保証</b>  <b>【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。</b>            ※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育法施行規則 第172条の2</li> <li>● 私立学校法 第63条の2</li> <li>● 教育職員免許法施行規則 第22条の6</li> </ul>
大学改革支援・学位授与機構	<p><b>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準</b>  <b>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</b>            ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立行政法人通則法 第38条第3項（準用）</li> <li>● 地方独立行政法人法 第34条第3項</li> <li>● 私立学校法 第47条第2項</li> </ul>
日本高等教育評価機構	<p><b>基準5. 経営・管理と財務</b>  <b>領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計</b>  <b>基準項目5-1（経営の規律と誠実性）</b>            ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1（教学マネジメントの機能性）や基準項目3-3（学修成果の点検・評価）で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることはできる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立行政法人通則法 第38条第3項（準用）</li> <li>● 地方独立行政法人法 第34条第3項</li> <li>● 私立学校法 第47条第2項</li> </ul>
大学・短期大学基準協会	<p><b>基準IV リーダーシップとガバナンス &gt; テーマC ガバナンス</b>  <b>3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。</b>            ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 私立学校法 第47条第2項</li> </ul>
大学教育質保証・評価センター	<p><b>基準1 基盤評価：法令適合性の保証</b>  <b>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること</b>            ※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組みとする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。            ※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。</p>	<p>※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。</p>

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)

# 大学ポートレートについて

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



## 大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。 (<https://portraits.niad.ac.jp/>)

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

# 大学ポータルサイトの概況

## 令和3年度参加状況（令和3年8月現在）

	国立大学	公立大学	公立 短期大学	私立大学	私立 短期大学	株式会社立 大学	合計
	全86校	全98校	全14校	全618校	全288校	全4校	全1,108校
参加 (国内)	86校 (100.0%)	83校 (84.7%)	12校 (85.7%)	590校 (95.5%)	282校 (97.9%)	3校 (75.0%)	1,056校 (95.3%)

## 令和2年度公表画面アクセス数

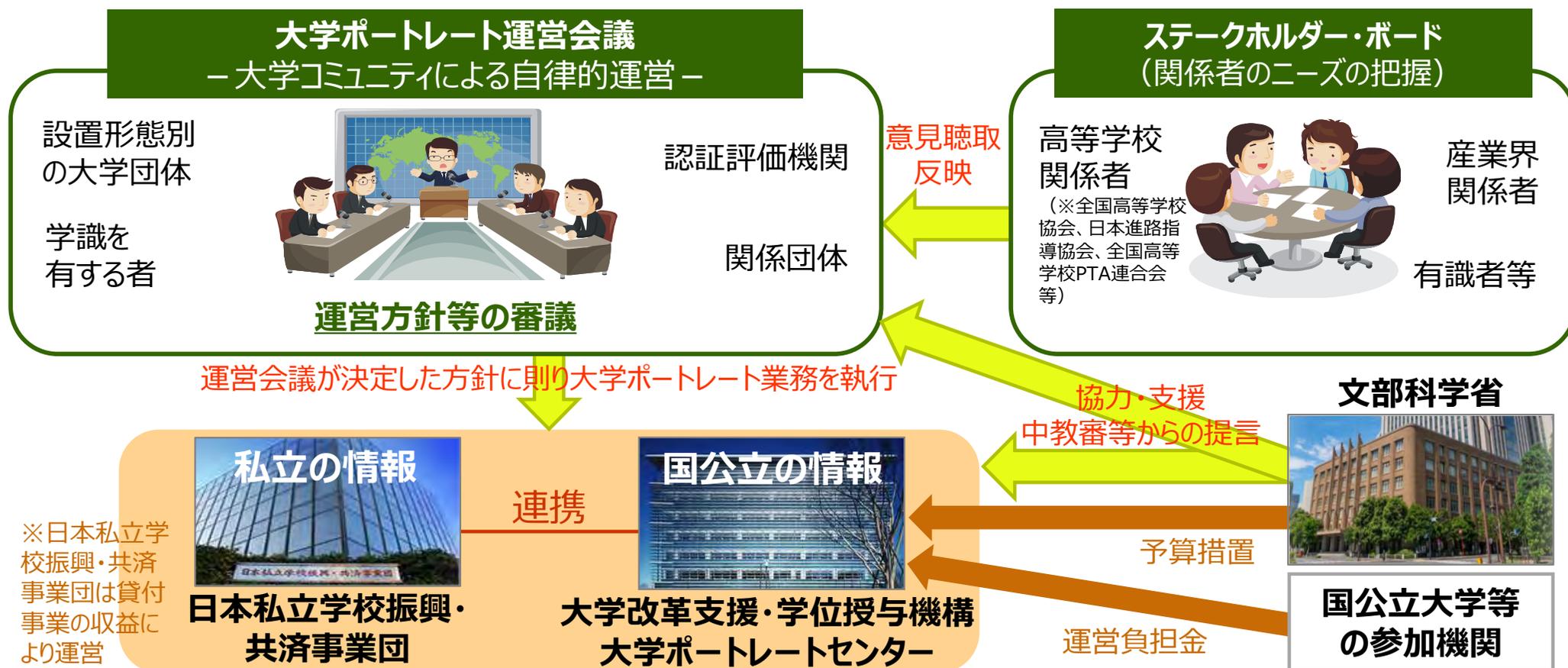
年	月	ページビュー合計
令和 2年度	4月	349,119
	5月	349,479
	6月	386,264
	7月	409,423
	8月	479,038
	9月	445,078
	10月	425,255
	11月	339,132
	12月	365,408
	1月	474,495
	2月	539,848
	3月	590,426

令和2年度の月平均アクセス数：429,414

（参考）前年度の月平均アクセス数：427,778

# 大学ポートレートの概況—運営体制

- 「大学ポートレート」の運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等の関係事業を行う団体、有識者からなる「大学ポートレート運営会議」が決定。
- 運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら運営。
- 国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いについては大学改革支援・学位授与機構が、私立大学の情報の取扱いについては日本私立学校振興・共済事業団が担当。



# 取組状況—公表画面・公表項目①

## 【国内版】トップページ・国公立共通検索画面

<https://portraits.niad.ac.jp/>

大学ポータル  
English お気に入り フリーワードで調べる

トップページ 大学ポータルについて ご利用の方へ 日本の高等教育について

大学ポータルは、国公立の大学・短期大学900校以上が参加する教育情報を公表するウェブサイトです。  
大学・短期大学ごとに、「教育上の目的等」「入試」「進路」「教員」「キャンパス」「学部・研究科等の特色」「教育課程（カリキュラム）」「学費・奨学金等」「学生」の情報が載っています。

大学・短期大学検索

設置形態  
 国立  公立  私立  株式会社立

課程区分  
 学士課程  修士課程  博士課程  専門職学位課程 (専門職大学院)  
 短期大学士課程

学校名

学部・研究科名 (短期大学の学科名)

学科・専攻名

キャンパスの所在地

近畿  
 三重県  滋賀県  京都府

中国  
 鳥取県  島根県  岡山県  広島県

大阪府  兵庫県  奈良県  和歌山県

北海道  東北  
 青森県  岩手県  宮城県

詳細検索条件

設置形態「国立」「公立」「株式会社立」から選択すると、詳細検索が表示されます。

専攻分野

取得可能な資格

学位に付記する専攻分野の名称

実施している入試方法 (複数選択可)  
 一般  総合型 (旧: AO)  学校推薦型 (旧: 推薦)  
 帰国子女  社会人  附属校  
 編入学  その他  留学生

編入学 (複数選択可)  
 2年次編入学可  3年次編入学可

障害のある入学志願者に対する合理的配慮あり

学生寮あり

学納金 (複数選択可)  
 学納金延納可  学納金分納可

休学時納付金なし

奨学金あり

授業料減免あり

高等教育の修学支援新制度の対象校

○国公立共通に公開する教育情報：「学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報」、「外部評価の結果」に加えて「大学進学希望者や保護者の関心の高い情報」や「大学の特色が分かる情報」を含める。

# 取組状況—公表画面・公表項目②

## 【国内版】 国公立版 公表項目 (令和2年度)

### 大学の基本情報

大学の基本情報	大学名
	大学の連絡先
	大学の種類
	本部所在地
	設立年
	総学生数
	総教員数
大学の教育研究上の目的や建学の精神	大学の教育研究上の目的や建学の精神
大学の特色等	大学の特色等
教育研究上の基本組織	学部、研究科の名称 その他の学内組織の名称 ※
キャンパス一覧	キャンパスの所在地
	アクセス
	キャンパスの外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
高等教育の修学支援新制度	高等教育の修学支援新制度の対象校か
評価結果	認証評価及びその他の評価の結果
学生支援	修学支援
	心身の健康に係る支援
	留学生支援
	障害者支援
	就職・進路選択支援
課外活動	クラブ活動の状況
	ボランティア活動の状況
学生寮一覧	学生寮の整備状況
財務諸表等	財務諸表等

※印は公表が任意とされている項目です。

### 学部・研究科の情報

教育研究上の目的と3つの方針	学部・研究科等ごとの目的
	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー） 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
学部・研究科等の特色等 教育課程	学部・研究科等の特色等
	学科・専攻等の名称
	修業年限
	取得可能な学位
	教育課程の特色 ※
	授業科目
	授業の方法・内容
	年間の授業計画
	シラバス等
	学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
学修の成果に係る評価の基準	
卒業・修了認定の基準	
転学部等の可否、費用負担	
専攻分野	
資格	取得できる資格
入試	入学者数
	入学者の構成（男女別） ※
	入学者の構成（出身高校所在地別） ※
	入学者の構成（入試方法別） ※
	実施している入試方法
	障害のある入学志願者に対する合理的配慮

教員	教員が有する学位、業績
	教員組織
	教員数
学生	教員の構成（職位・男女・外国人教員別） ※
	教員の構成（年齢別） ※
	収容定員
	学生数
	学生の構成（年次・男女・外国人学生別） ※ その他の学生数 ※
キャンパス	編入学定員
	編入学者数
	学部・研究科等のキャンパスの所在地
	アクセス
	キャンパスの外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
	学生寮
	費用及び経済的支援
入学科	
その他の徴収費用	
学納金の延納・分納の可否	
休学及び復学に係る費用	
高等教育の修学支援新制度	
奨学金	
授業料減免	
進路	卒業・修了者数
	卒業・修了者の構成（職業・男女別） ※
	卒業・修了者の構成（産業・男女別） ※
	卒業・修了者の構成（就職地域別） ※
	進学者数、就職者数
卒業・修了後の進路	

# 取組状況—公表画面・公表項目③

## 【国内版】私学版 公表項目 (令和2年度)

※私学版は日本私立学校振興・共済事業団がウェブサイト運営

### 「学校」の公表内容

本学の特色	建学の精神
	特色
	本学の目的
本学での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	卒業後の進路
	卒業生・修了者数
	就職者分類
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	外国人教員
	外国人留学生、外国人学生（通信教育部）
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動

学生情報	入学者数
	収容定員
	在籍者数
教員情報	教員組織
	教員数
	外国人教員数
基本情報	概要
	学長
	設置学部等名一覧
	学校トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス
	学生寮
	経済的支援
	同窓会
	自己点検
	認証評価
法人情報	

### 「学部等」の公表内容

学部等の特色	特色
	本学部等の目的
学部等での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	取得可能な資格
	卒業後の進路
	卒業生の声
	卒業生数
	就職者分類
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生
	留学支援
	外国人教員
	外国人留学生、外国人学生（通信教育部）
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動

学費・経済的支援	学費
	経済的支援
入試・学生情報	入試情報
	転学・編入学
	入学者数
	収容定員
	在籍者数
教員情報	その他の学生数
	編入学者数
	教員組織
基本情報	教員数
	外国人教員数
	概要
	設置学科（専攻）一覧（大学のみ）
	学部等トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス

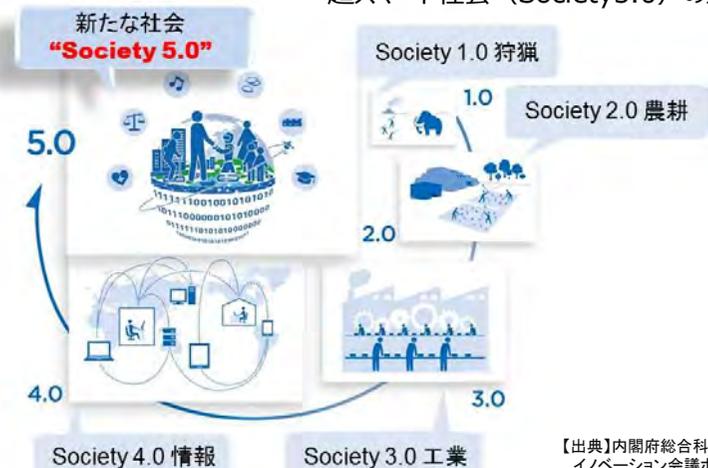
## ④ その他

(社会状況の変化)

# 2040年頃の社会の姿

## Society 5.0

AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想。

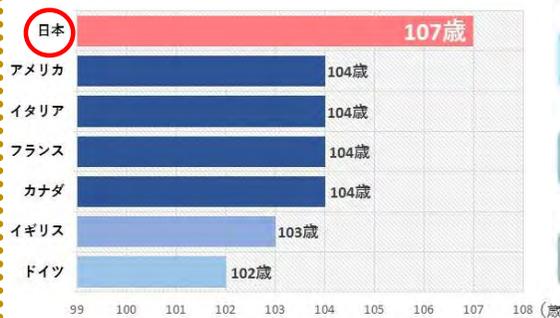


【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議ホームページ等より作成

## 人生100年時代

世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

2007年生まれの子ども  
50%が到達すると期待される年齢



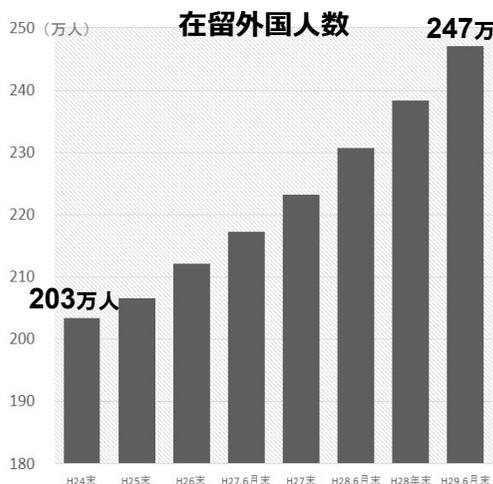
【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

3ステージではなくマルチステージの人生

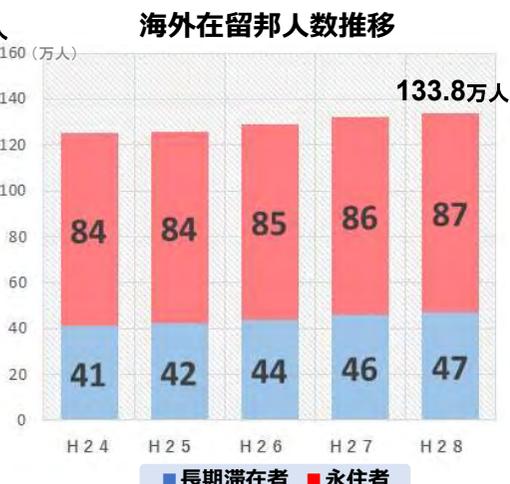


## グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。



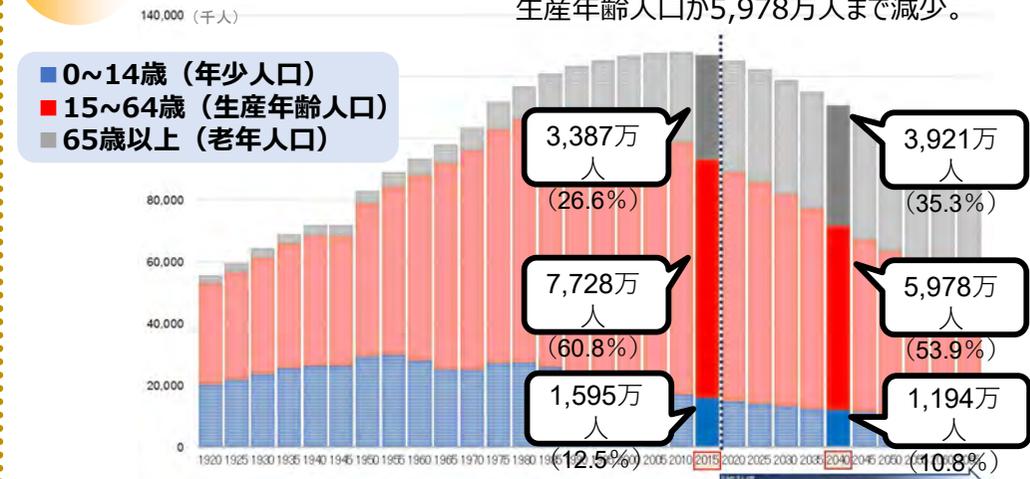
【出典】在留外国人統計(法務省 平成29年6月末)



【出典】海外在留邦人数調査統計(外務省 平成29年要約版)

## 人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。

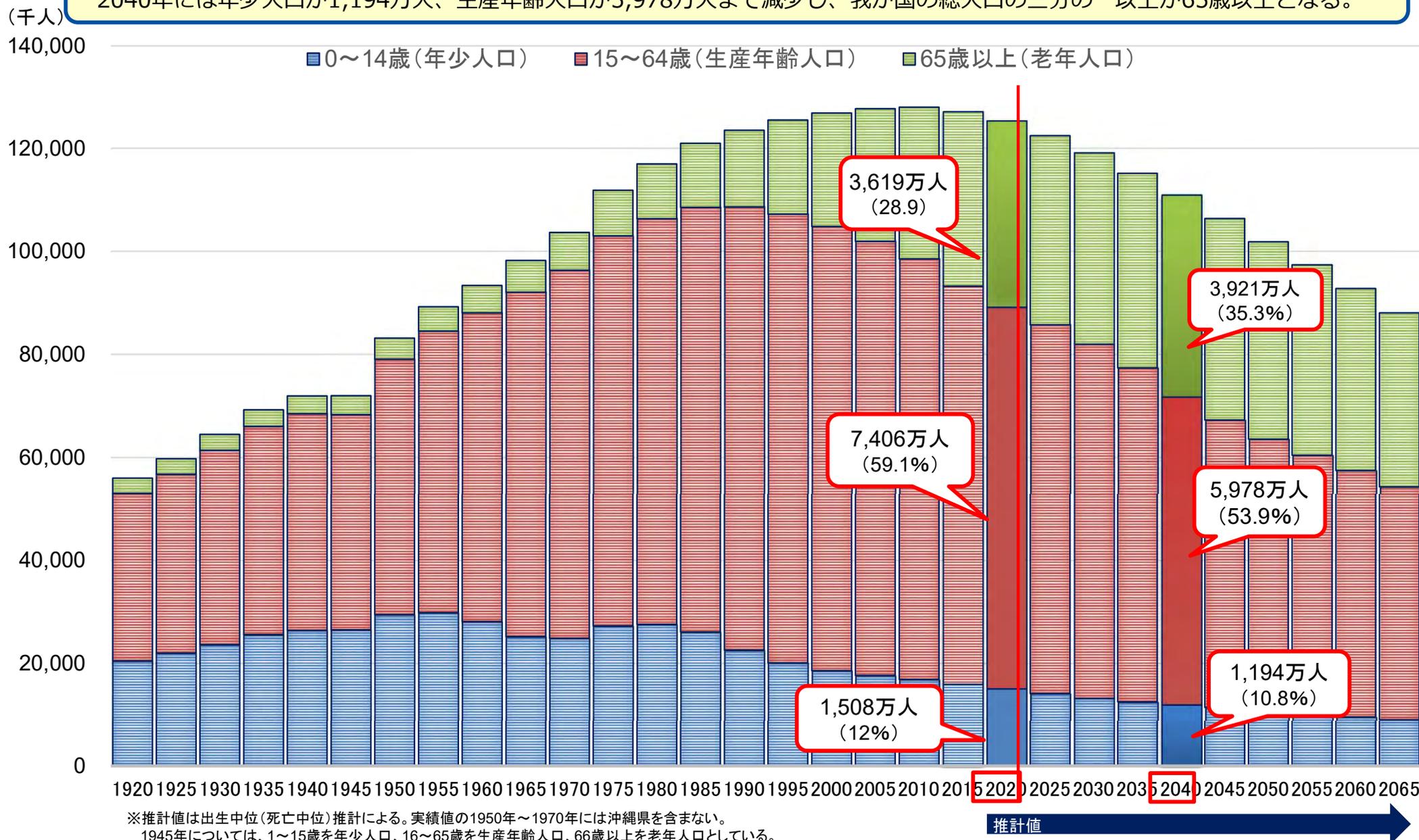


※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年~1970年には沖縄県を含まない。1945年については、1~15歳を年少人口、16~65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

【出典】1920年~2010年:「人口推計」(総務省)、2015年~2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

# 人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。





# マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階(ユニバーサル・アクセス)とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

## マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

段階(進学率)	エリート段階(～15%)	マス段階(15～50%)	ユニバーサル段階(50%～)
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成 ＋社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化(剛構造的)	構造化＋弾力化(柔構造的)	非構造的(段階的学習方式の崩壊)
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校)	多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加)	極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される)
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団＋利益集団＋政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜(能力主義)	能力主義＋個人の教育機会の均等化原理	万人のための教育保証＋集団としての達成水準の均等化

【参考文献】M.トロウ『高学歴社会の大学』(天野郁夫、喜多村和之訳、東京大学出版会、1976)より喜多村和之が図表化

# (定員管理)

# 定員の取扱い（適正な定員管理を促す規定）

- **大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**基盤的経費の配分**等において不認可や減額等がある。

□ 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合は、認可しないこと**を規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

## ○認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模 (収容定員)	4000人以上			4000人未満		
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

□ 私立大学について、

○ 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施。

大学規模別	収容定員 8,000人以上	収容定員 4,000~8,000人	収容定員 4,000人未満
入学定員充足率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

○ 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

増減率	▲11%…▲20%…▲30%…▲40%…▲50%
収容定員充足率	89% … 80% … 70% … 60% … ~51%

※医歯学部については別途設定

※収容定員充足率50%以下は不交付

□ 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

## ○入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

※国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部（学部入学定員300人超）	中規模学部（学部入学定員100人超300人以下）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
105%以上	110%以上	115%以上

## ○収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過（学部毎に算定）

※上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

大・中規模学部（学部入学定員100人超）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
110%以上	120%以上

## 第8回質保証システム部会における関連する主な意見

(質保証のための制度と政策手段としての制度)

- 定員管理には、質保証のための教育環境の確保の話と、もう少し幅広いファンディングやマーケットの話があることを共通認識として持った上で議論したほうがいいのではないか。
- 入学定員と私学助成とのリンクは、制度の問題と政策の問題と分けられる部分もあるのではないか。

(弾力化・柔軟化の方向性)

- 定員管理の弾力化・柔軟化、すなわち、入学定員ベースから収容定員ベースに、単年度から複数年度での管理に、学部・学科単位から大学単位の管理にというふうに移行すること自体には賛成。

(単年度から複数年度の平均へ、入学定員から収容定員に)

- 学部単位の入学定員から大学単位での収容定員で行うということ、それから、単年度ではなくて複数年度の平均を見ることにしてほしい。
- 入学定員と文科省による私学助成とがリンクされているということが、一番大きな問題。私学としては、学部ごとではなく大学全体で、入学定員ではなく収容定員で評価してほしい。
- 1点刻みの入試からの脱却のため、一番大きな足かせになっている入学定員の厳格な管理を考え直していただきたい。

(学部学科単位から大学単位に)

- 大学における教育は、学部単位ではなく各学部が連携した教育、あるいは、学年横断的な教育へ移行しているので、入学定員だけ学部単位で発想するのはやめ、大学単位にしてほしい。
- 大学全体で定員を管理する場合、教員の専門性の確保は別の論点として挙げる必要がある。
- 学部から大学全体の定員管理にすることを考える場合には、担当する大学教員の専門性をどう保証していくのか、ST比をどう考えるのかといった課題を議論すべき。
- 定員の学部単位から大学単位へというのは、大学運営の柔軟性という意味ではすごくいい。だが、学部間で定員未充足・超過があり、大学全体としては定員通りということで本当にいいのか。
- 大学単位で定員管理をする場合、定員に対する教員数を考えたとき、学位の質保証とつながるのか。教員をあちこちに異動させられるのであれば十分あり得る。
- 定員管理を大学全体にすると、学科間の定員充足に偏りが出ることも想定されるため、ある程度きめ細かい確認は必要ではないか。全体がちょうど充足していればいいというやり方がまかり通るようになってはいけない。

# 定員管理の見直しの方向性(案)

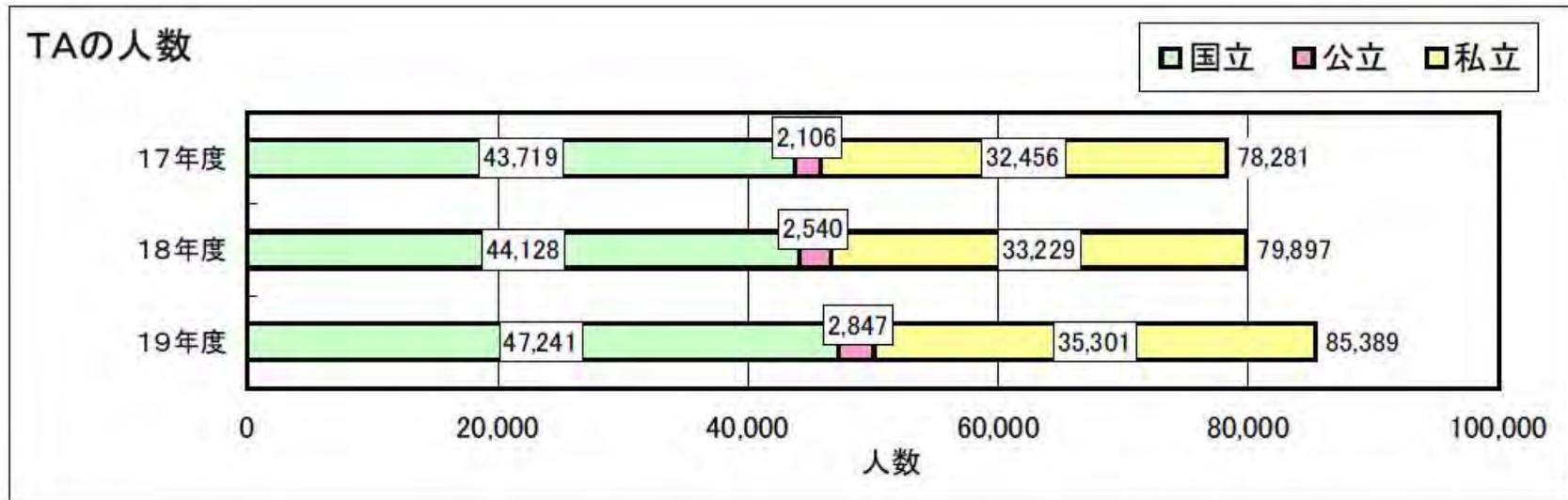
令和3年7月7日  
第9回質保証システム部会配布資料

	事項	現状	課題	見直しの方向性	効果
法令及び運用	大学設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>学科・課程を単位として学部ごとに定める収容定員に基づき管理。</li> <li>収容定員に応じ、専任教員数や校地校舎の面積等をそれぞれ算定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織に着目した規定となっており、プログラムを実施するための人員配置ではなく、組織を維持するための人員配置となりがち。</li> <li>大学内での学部学科の再編が円滑に行いにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の収容定員に基づく管理の在り方は維持しつつ、学部等連携課程制度の利活用を促進。</li> <li>※設置基準の関連規定（専任教員数や校地校舎の面積等）については上記観点も踏まえながら、今後、各個別論点で検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き学科・課程を単位とすることで、学位プログラムとしての教育の質を維持しつつ、柔軟な学部学科の編成を促進する。</li> </ul>
	設置認可審査（設置認可の単位）	<ul style="list-style-type: none"> <li>収容定員に応じ、設置基準に照らして専任教員数や校地校舎の面積等を審査することに加えて、学生確保の見通しも審査。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>設置基準の見直しの検討に合わせて対応。</li> </ul>	
政策上の取扱い	設置認可審査（定員超過の際の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>学部単位の平均入学定員超過率が一定値以上の場合には認可をしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学内での学部学科の再編が円滑に行いにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均入学定員超過率を、平均「収容定員」超過率に見直し。</li> <li>その際、厳格な成績管理との両立を図る観点から、過年度在生学生を含めた質保証は別途検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より柔軟な学部学科の編成を可能とする。</li> </ul>
	経常費の配分等の財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立大学等経常費補助や国立大学運営費交付金において、学部単位・大学単位で収容定員や入学定員の超過率に応じて減額措置等の措置を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な入学者調整（追加募集・合格等）のため、一部の受験生が不安定な状況に置かれている。</li> <li>毎年度大幅に基盤的経費が増減すると安定した大学経営や教育研究が困難になる可能性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源配分における算定の単位を、入学定員による単年度管理から収容定員による複数年度管理に見直し。（※定員管理は収容定員に一本化の上、教育の質の確保のための収容定員管理の厳格化を検討）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学にとっては入学者調整の負担軽減となり、受験生にとっては不安定な状況が緩和される可能性がある。</li> <li>中長期を見据えた計画的な教育研究運営・投資環境の確保に係る、単年度あるいは突発的な事態の影響を緩和。</li> </ul>

(教育組織)

# ティーチング・アシスタント (TA) の活用状況

平成19年度は、総計85,389人がTAとして活用されている。TAの人数は年々増加しており、実験・実習・実技指導での活用が中心となっている。



出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

平成30年度は、大学全体の66.4%がTAを配置している。



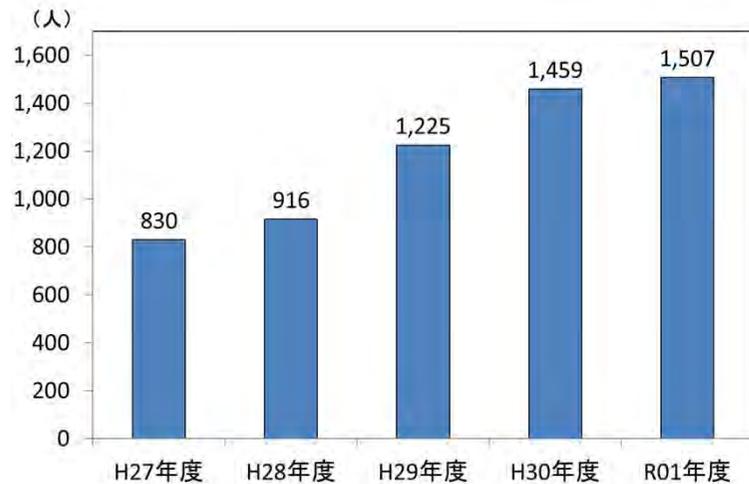
出典：文部科学省「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」

# URAの配置状況

## ○URAを配置している機関数

区分	国立大学等	公立大学等	私立大学等	合計
H29年度	78	16	52	146
H30年度	79	22	68	169
R01年度	81	20	76	177
対前年度増減数	2	▲ 2	8	8

## ○URA配置人数



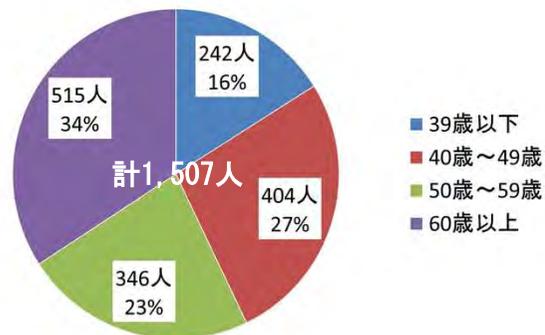
## ○URAの職務従事状況

主たる担当業務	プレ・アワード担当	ポスト・アワード担当	研究戦略推進支援担当	プレ・アワード及びポスト・アワード担当	プレ・アワード及び研究戦略推進支援担当	ポスト・アワード及び研究戦略推進支援担当	プレ・アワード、ポスト・アワード、研究戦略推進支援担当	教育プロジェクト支援担当	国際連携支援担当
従事人数	102人	54人	57人	138人	133人	18人	250人	7人	43人
主たる担当業務	産学連携支援担当	知財関連担当	研究機関としての発信力推進担当	研究広報関連担当	イベント開催関連担当	安全管理関連担当	倫理・コンプライアンス関連担当	その他(いずれにも該当しない場合)	計
従事人数	424人	173人	7人	33人	7人	8人	12人	41人	1,507人

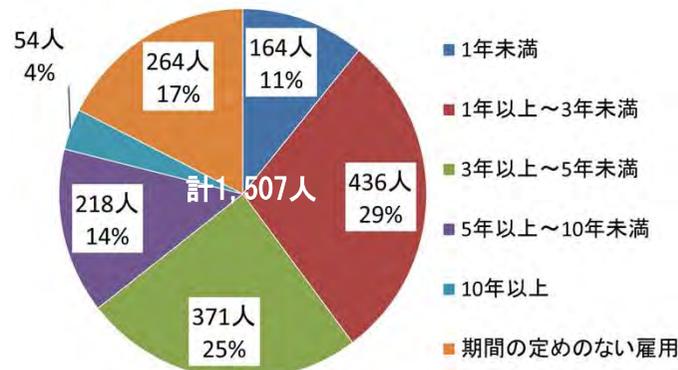
### 【語句説明】

- ・プレ・アワード業務とは、プロジェクトの企画から設計、調整、申請までを担う以下のような業務を指す。  
研究プロジェクト企画立案支援/外部資金情報収集/研究プロジェクト企画のための内部折衝活動/研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整/申請資料作成支援
- ・ポスト・アワード業務とは、プロジェクト採択後の適正な運営に関する以下のような業務を指す。  
研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整/プロジェクトの進捗管理/プロジェクトの予算管理/プロジェクト評価対応関連/報告書作成
- ・研究戦略推進支援とは、国の科学技術政策の調査分析や学内研究資源の把握等以下のような業務を指す。  
政策情報等の調査分析/研究力の調査分析/研究戦略策定

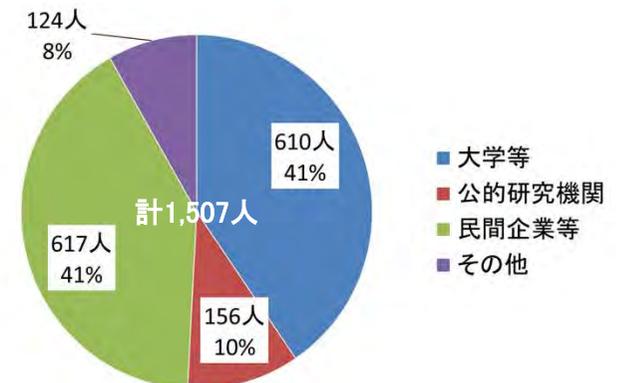
## ○「URAとして配置」と整理する者の年齢構成割合



## ○「URAとして配置」と整理する者の雇用期間別人数



## ○URAの前職（所属機関別）



# クロスアポイントメント制度の実施状況

## ○クロスアポイントメント制度を導入した機関数の推移

区分	国立大学等	公立大学等	私立大学等	計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
H28年度	60	5	13	78	24	44.4%
H29年度	70	6	23	99	21	26.9%
H30年度	81	10	33	124	25	25.3%
R01年度	132	15	40	187	63	50.8%

## ○クロスアポイントメント制度を活用した教職員数

### 1. 他機関からの受入

	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	51	194				245		
H30年度	81	294				375	130	53.1%
R01年度	137	377	239	103	35	514	139	37.1%

### 2. 自機関からの出向

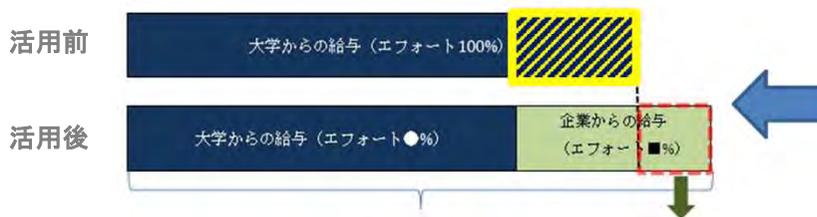
	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	7	221				228		
H30年度	17	265				282	54	23.7%
R01年度	26	327	148	119	60	353	71	25.2%

## ○クロスアポイントメント制度における教員のインセンティブとしての給与の上乗せを整備している機関の状況

	機関数	
	整備済	うち、実施済
H30年度	27	5
R01年度	38	13

※実施済の数値は自機関(大学等)から他機関(企業)への送出的実績数を指す。

### 【給与の上乗せの一例】



このような制度設計においては、大学としても外部資金確保のツールとしての側面があり、クロスアポイントメント制度の活用前における大学からの給与のうち、企業からの給与分(左の黄色枠線部分)を学内に再配分することが可能となる。

注: クロスアポイントメント制度とは「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度を指す。出向元機関と出向先機関の間で、「出向に係る取決め」を実施するとともに、出向者(=教職員)が、出向元及び出向先それぞれと労働関係があり、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。出向者(=教職員)は、出向元及び出向先で双方の身分を有し、必要な従事比率(=エフォート)の管理のもとで、両機関の業務に従事する。

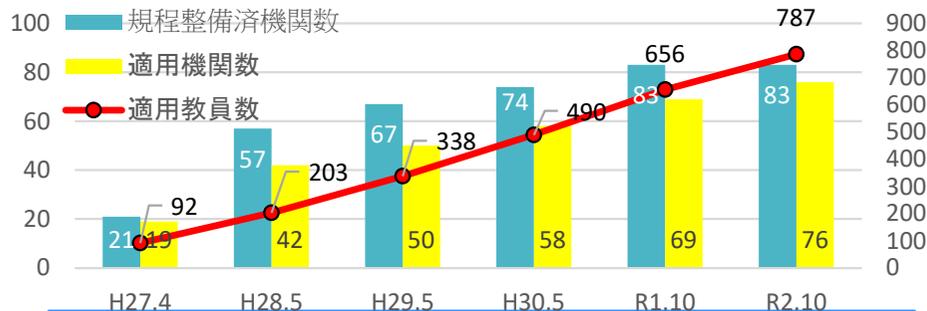
# 国立大学法人等におけるクロスアポイントメント制度の活用について

**クロスアポイントメント制度とは**、機関間の協定により、大学教員等がそれぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、**必要な従事比率（エフォート）で業務を行うもの**。給与、社会保険料等については、両機関のいずれかが一括して研究者に支払う等、基本的な枠組みを整備することにより、研究者本人も不利益を受けることなく、それぞれの機関で業務に従事することが可能となる。

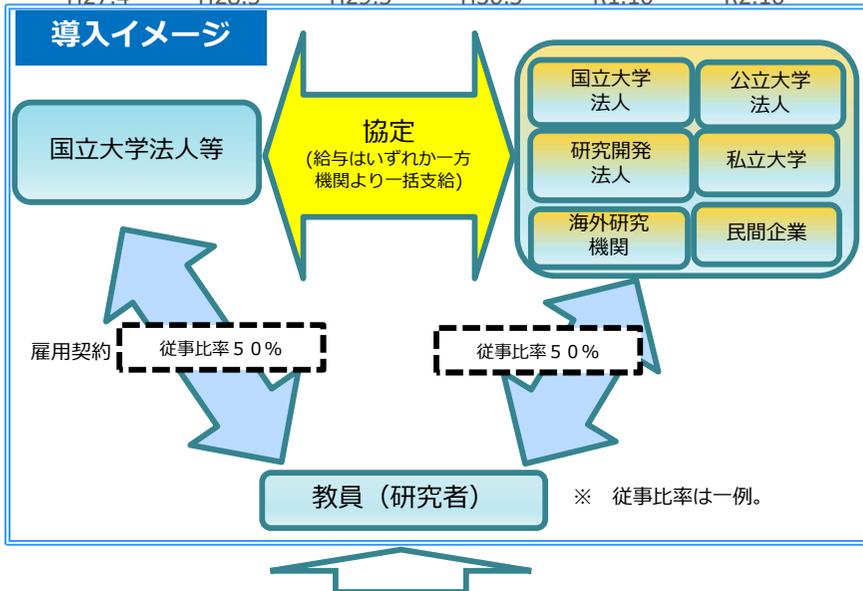
## 期待される効果

- ◇ 大学、公的研究機関、企業等の組織の壁を超えた人材・技術力の流動性の向上
- ◇ 相手機関から優秀な人材を受け入れることにより、大学の教育研究活動のアクティビティーを高め、教育研究基盤の強化・発展に寄与
- ◇ 対象教員にとっては、現職を離れることなく、双方の身分を持ちつつ柔軟に教育研究活動に従事することが可能

## クロスアポイントメント制度適用教員等の推移



R2.10 協定機関別クロスアポイントメント制度適用者数



「在籍型出向」の形態により一方機関から一括で給与を支給することにより、研究者が医療保険や年金で不利益を被らないよう、対応可能

## 特色ある取組例

### 【大阪大学の取組】

産業界との連携を一層推進するため、企業とのクロアポを締結できるような制度を整備。クロアポを活用した大学教員の企業への派遣や企業研究者の受入れなど、企業との共創や女性研究者への多様なキャリアパス提供に資する取組は、全国的なリーディングケースとなっている。

- ・平成29年4月より、(株)小松製作所との間でクロスアポイントメント協定を締結 大学80%・(株)小松製作所20%の勤務割合で、工学研究科教授を小松製作所に派遣し、建設鉱山機械に関する研究を実施
- ・平成29年4月より、ダイキン工業(株)とのクロスアポイントメント協定を締結 ダイキン工業(株)90%・大学10%の勤務割合で、ダイキン工業の研究職を工学研究科助教として受入れ、睡眠に関する研究を実施

### 【鹿児島大学の取組】

クロスアポイントメント制度を活用し、民間企業からサイバーセキュリティに関する専門家を特任教授として採用。民間企業のノウハウを生かして学内の情報セキュリティ強化に向けた取組を実施。

- ・平成28年4月より、(株)ラックとのクロスアポイントメント協定を締結 (株)ラック30%、大学70%の勤務割合で、サイバーセキュリティ戦略室長として総合的戦略の確立や最新の技術動向等の調査、インシデントへの対応業務のほか学生への教育活動にも従事